

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年8月14日

【事業年度】 第19期(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

【会社名】 株式会社kubell
(旧会社名 Chatwork株式会社)

【英訳名】 kubell Co.,Ltd.
(旧英訳名 Chatwork Co.,Ltd.)

【代表者の役職氏名】 代表取締役兼社長上級執行役員CEO 山本 正喜

【本店の所在の場所】 東京都港区南青山一丁目24番3号
(2024年7月1日から、本店所在地 東京都港区西新橋一丁目1番1号
が上記のとおり移転しております。)

【電話番号】 050-1791-0683

【事務連絡者氏名】 取締役兼上級執行役員CFO 井上 直樹

【最寄りの連絡場所】 東京都港区南青山一丁目24番3号

【電話番号】 050-1791-0683

【事務連絡者氏名】 取締役兼上級執行役員CFO 井上 直樹

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2023年3月30日に提出いたしました第19期(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

当社は、2023年12月期決算につきまして、有限責任監査法人トーマツによる財務諸表監査及び内部統制監査により適正意見を得て、2024年3月28日に有価証券報告書及び内部統制報告書を提出いたしました。また当社は、2024年12月期より新たにEY新日本有限責任監査法人による財務諸表監査及び内部統制監査を受けておりますが、2024年12月期第1四半期の四半期レビューの過程において、EY新日本有限責任監査法人より、当社連結子会社の株式会社kubellストレージ(旧Chatworkストレージテクノロジーズ株式会社)の株式取得時に識別した顧客関連資産について、2023年12月期決算において減損損失を計上すべきであったのではないかと指摘を受けました。その後、有限責任監査法人トーマツとの確認を進める中で、訂正前の連結財務諸表等においては、顧客関連資産を同社の資産のグルーピングに含めずに減損損失の認識の判定を行っていましたが、同社の固定資産の減損に係る会計基準の適用について改めて見直した結果、顧客関連資産を同社の資産のグルーピングに含めることが適切であり、且つ、同資産グループの主要な資産は、同社のビジネスの特性に鑑みてソフトウェアとすることが適切であると判断しました。その結果、減損損失の認識が識別され、減損損失の測定を行ったところ、顧客関連資産について全額減損処理する必要が生じたため、2024年5月15日に2023年12月期の有価証券報告書及び内部統制報告書について訂正報告書を提出いたしました。

その後、2024年12月期第2四半期の決算作業の過程(自主点検)において、新たに当社連結子会社の株式会社kubellストレージ(旧Chatworkストレージテクノロジーズ株式会社)の株式取得時に識別した顧客関連資産の計上額に誤りがあった可能性を認識し、当時の会計処理の精査、当時の会計監査人であった有限責任監査法人トーマツとの確認を進める中で、株式取得時の取得原価の配分手続の過程において、顧客関連資産を過少に計上していたことを確認いたしました。また、これに関連して、同社の固定資産の減損に係る会計基準の適用について改めて見直した結果、2021年12月期決算において、減損損失の認識が識別され、減損損失の測定を行ったところ、同社のソフトウェア及び顧客関連資産に減損処理が必要であったことを確認したため、対象となる2021年12月期から2023年12月期までの有価証券報告書、及び2022年12月期第1四半期から2024年12月期第1四半期までの四半期報告書に遡り訂正報告書を提出することとしたものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

第2 事業の状況

3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

(1) 経営成績の状況の概要

①財政状態の状況

②経営成績の状況

③キャッシュ・フローの状況

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

②経営成績の分析

第3 設備の状況

2 主要な設備の状況

(2) 国内子会社

第4 提出会社の状況

4コーポレートガバナンスの状況等

(3) 監査の状況

第5 経理の状況

1 連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表

- ① 連結貸借対照表
- ② 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
- ③ 連結株主資本等変動計算書
- ④ 連結キャッシュ・フロー計算書

連結財務諸表注記

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

(重要な会計上の見積り)

(連結損益計算書関係)

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

(金融商品関係)

(税効果会計関係)

(セグメント情報等)

(1株当たり情報)

(重要な後発事象)

(2) その他

第7 提出会社の参考情報

2 その他の参考情報

(5) 有価証券届出書(参照方式)及びその添付書類

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

なお、訂正箇所が多数に及ぶことから、上記の訂正事項については、訂正後のみを記載しております。

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第 15 期	第 16 期	第 17 期	第 18 期	第 19 期
決算年月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月
売上高 (千円)	—	—	—	3,372,285	4,593,178
経常損失(△) (千円)	—	—	—	<u>△710,964</u>	<u>△715,642</u>
親会社株主に帰属する 当期純損失(△) (千円)	—	—	—	<u>△745,631</u>	<u>△678,532</u>
包括利益 (千円)	—	—	—	<u>△809,236</u>	<u>△716,680</u>
純資産額 (千円)	—	—	—	<u>3,379,832</u>	<u>2,855,932</u>
総資産額 (千円)	—	—	—	<u>5,145,401</u>	<u>5,386,831</u>
1 株当たり純資産額 (円)	—	—	—	<u>83.09</u>	<u>69.86</u>
1 株当たり当期純損失(△) (円)	—	—	—	<u>△20.05</u>	<u>△17.11</u>
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	—	—	<u>63.7</u>	<u>51.8</u>
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	<u>△475,251</u>	<u>△283,675</u>
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	<u>△840,207</u>	<u>△517,076</u>
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	<u>2,668,039</u>	<u>450,968</u>
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	—	—	—	<u>3,200,053</u>	<u>2,850,323</u>
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	— (—)	— (—)	— (—)	<u>251</u> (3)	<u>314</u> (3)

- (注) 1. 第18期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載していません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載していません。
3. 自己資本利益率及び株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載していません。
4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(派遣社員を除く)は()内に年間平均人数を外数で記載しております。
5. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第19期の期首から適用しており、第19期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第 15 期	第 16 期	第 17 期	第 18 期	第 19 期
決算年月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月
売上高 (千円)	1,301,836	1,815,079	2,424,339	3,193,482	4,218,870
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△163,146	62,343	324,933	△651,608	△589,361
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△110,800	61,421	208,206	△656,797	△594,250
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	914,138	1,358,138	1,409,930	2,525,611	2,622,024
発行済株式総数 普通株式 (株)	141,000	36,600,000	36,880,640	39,425,840	39,941,702
A種優先株式	9,000	—	—	—	—
B種優先株式	30,000	—	—	—	—
純資産額 (千円)	529,051	1,478,473	1,790,222	3,364,786	2,963,315
総資産額 (千円)	995,430	2,008,982	2,535,066	5,048,085	5,418,060
1株当たり純資産額 (円)	△35.30	40.40	48.54	85.35	74.20
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△) (円)	△3.08	1.70	5.68	△17.67	△14.98
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	1.66	5.23	—	—
自己資本比率 (%)	53.1	73.6	70.6	66.7	54.7
自己資本利益率 (%)	—	6.1	12.7	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	225.0	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△66,349	98,376	444,869	—	—
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△25,447	△48,781	△192,179	—	—
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△90	870,885	62,830	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	611,287	1,531,768	1,847,288	—	—
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	91 (1)	107 (3)	162 (3)	251 (3)	314 (3)
株主総利回り (比較指標：東証マザーズ指数) (%)	— (—)	— (—)	123.1 (133.3)	91.7 (110.1)	60.6 (81.4)
最高株価 (円)	—	1,521	2,624	1,625	959
最低株価 (円)	—	972	645	761	311

- (注) 1. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
2. 2019年5月22日付の取締役会決議に基づいて、A種優先株式9,000株及びB種優先株式30,000株を自己株式として取得し、その対価として普通株式をそれぞれ9,000株、30,000株交付しております。また、同取締役会決議に基づき、自己株式として取得した当該A種優先株式及びB種優先株式の全てを同日付けで消却しております。
3. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
4. 第15期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できず、かつ1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。また、第18期及び第19期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
5. 第15期、第18期及び第19期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
6. 第15期の株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。また、第18期及び第19期の株価収益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(派遣社員を含む)は()内に年間平均人数を外数で記載しております。
8. 2019年6月19日付で当社株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は当期純損失を算定しております。
9. 第16期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社は2019年9月24日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、新規上場日から期末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
10. 最高・最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所マザーズ市場におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所グロス市場における株価を記載しております。ただし、当社株式は2019年9月24日付けで東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、それ以前の株価については該当事項はありません。
11. 当社株式は、2019年9月24日付けで東京証券取引所マザーズに上場したため、第16期以前の株主総利回り、比較資料について記載しておりません。第17期以降の株主総利回り及び比較指標は、2019年12月期末を基準として算定しております。
12. 第18期より連結財務諸表を作成しているため、第18期及び第19期の持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
13. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第19期の期首から適用しており、第19期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

年月	概要
2000年7月	企業向けのホームページ集客を支援するサービスの提供を目的として、大阪府吹田市にEC studioを創業
2004年11月	有限会社EC studioを設立し、大阪府吹田市に大阪オフィスを開設
2005年12月	株式会社に組織変更し、株式会社EC studioを設立
2006年6月	東京都世田谷区三軒茶屋に東京オフィスを開設
2008年4月	キャノンITソリューションズ株式会社とESET製品のダウンロード権の販売代理店契約を締結し、セキュリティ事業を開始
2011年1月	東京オフィスを東京都世田谷区池尻に移転
2011年3月	ビジネスチャット「Chatwork」をリリースし、Chatwork事業を開始
2012年4月	ChatWork株式会社に社名変更
2012年5月	KDDI株式会社と業務提携契約を締結し、ChatworkのOEM提供開始
2012年8月	米国カリフォルニア州に子会社、ChatWork, inc.を設立
2014年3月	東京オフィスを東京都台東区松が谷に移転
2017年10月	東京オフィスを東京都港区芝公園に移転
2017年12月	本店所在地を神戸市北区に変更
2018年7月	ChatWork, inc.を清算
2018年11月	Chatwork株式会社に社名変更
2019年9月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2020年3月	本店所在地を大阪府大阪市北区に変更
2021年7月	クラウドストレージ「セキュアSAMBA」を提供する「Chatworkストレージテクノロジーズ株式会社」を子会社化
2022年3月	東京オフィスを東京都港区西新橋に移転
2022年4月	東京証券取引所の市場区分再編に伴いグロース市場に移行

3 【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業は、自社開発のビジネスコミュニケーションツールを提供する「Chatworkセグメント」及びセキュリティソフトの販売代理を行う「セキュリティセグメント」に区分されます。それぞれの事業内容の詳細は以下のとおりです。

(1) Chatworkセグメント

当セグメントは、ビジネスチャットツール「Chatwork」の開発及びサービスの提供、広告サービスの提供並びに「Chatwork」をサービスプラットフォームとして活用した各種サービスの提供を行っております。

近年、将来における労働人口減少の見通しやコロナ禍における企業のDX（デジタルトランスフォーメーション）推進にみられるように、企業経営において労働生産性の向上が必要となっております。

当社グループは、当該環境において、企業における業務時間の多くを占めるコミュニケーションの効率化が業務効率及び労働生産性の向上に資するものと考え、当事業を推進しております。

① ビジネスチャットツール「Chatwork」について

当社グループが提供する「Chatwork」は、主要なコミュニケーションツールとして広く一般に普及しているチャットサービスを、ビジネスコミュニケーション向けに提供するものです。

当サービスは、基本となる「チャット」機能に加えて、「タスク管理」、「ファイル管理」及び「音声又はビデオ通話(会議)」といったビジネスコミュニケーションに必要とされる各種機能をワンストップで提供しております。また、通信データの暗号化等によるセキュリティ対応や管理機能の提供により、高い機密性及び安全性が要求されるビジネス利用に対応したサービスを構築しております。「Chatwork」の主な特徴は以下のとおりです。

(i) シンプルで直感的に使えるユーザー・インターフェース

当社グループは、当サービスについて、ITリテラシーに関わらず幅広い業種・業態で利用可能なコミュニケーションツールとすることを目指しており、誰にでも使いやすいユーザー・インターフェースの構築等に留意した開発を推進しております。また、PCブラウザでの利用に加えて、スマートフォンやタブレット等のモバイル端末向けアプリケーションを提供することにより、社内外を問わず様々な環境において活用が可能である等、利用者の利便性向上に努めております。

(ii) セキュリティ体制

当サービスでは、第三者からの盗み見や改竄を防ぐため、添付ファイルを含む通信内容の全てを暗号化しております。加えて、データ管理の厳格化及び適切な監視体制の構築等により、情報漏洩の防止に努めております。

なお、当社グループの情報管理及び運営体制は、国際規格であるISO27001(情報セキュリティマネジメント)、ISO27017(クラウドセキュリティマネジメント)及びISO27701(プライバシー情報マネジメント)の各認証を取得しております。

当社グループは、一層のセキュリティ強化を推進するため、自社及び外部機関における定期的な調査・監査に加えて、「バグバウンティ」プログラム(※)の公開等を実施しており、これらの取組みを継続することにより、当サービスの安全性及び信頼性向上に努めております。

※「バグバウンティ」プログラムとは、企業が一般人に対してシステム上の脆弱性について公開調査を依頼し、発見者に対して、重要度に応じて報奨金を支払う制度です。

(iii) 社外ユーザーと円滑にコミュニケーション可能

一般にビジネスチャットツールは、社内コミュニケーションを前提としたサービスが多くを占めておりますが、当サービスは、社内利用に限らず取引先等の社外とのコミュニケーションを想定した設計となっております。

当サービスを活用することにより、社内外における円滑なコミュニケーションの実現を可能とする一方で、管理機能の提供により外部接続にかかる制限設定を可能にし、セキュリティと利便性を両立しております。

(iv)多数の他社サービスとの機能連携

当ツールは、外部プログラムとの連携のためのAPI(Application Programming Interfaceの略であり、当ツールと他ツールとの連携が可能となるプログラミング上の接続点を指します)を公開しており、他社が提供するカレンダーやメール、経費精算、ワークフロー、出退勤管理、チャットボット等の各種ツールとのサービス連携が可能です。

(v)多言語対応

当ツールの利用言語は、日本語に加えて、英語、中国語、ベトナム語に対応しております。海外企業やユーザー企業の海外展開におけるビジネスコミュニケーションでの利用も可能となっております。

②事業展開について

(i)アカウント事業

「Chatwork」サービスは、インターネット上でブラウザを介してその機能を利用するSaaS(Software As A Service)形式により提供しており、有料プランについて利用者(ID)数に応じた定額利用料（所謂サブスクリプション型の課金）を受領しております。

当サービスは、顧客企業における導入に際してシステム投資を必要とせず初期投資が限定的であること、また、月額利用料をユーザーID当たり比較的安価な水準に設定しており、負担が少ないこと等から、導入企業における継続利用により安定的な収益獲得が可能となるビジネスモデルを構築しております。

なお、当サービスでは、メッセージ閲覧可能期間やストレージ容量等に一定の制限を設けた無料プランを提供しておりますが、メッセージ閲覧期間の延長、ストレージ容量拡大や高度なユーザー管理機能等が必要となる企業は、有料プランへの移行が図られております。

本書提出日現在における各サービスプランの概要は以下のとおりです。

プラン名	機 能	月額利用料 (ユーザーID当たり)
フリー	- 基本機能は利用可能であるが、以下の利用制限を設定 ＜ユーザー数の上限（100人まで）＞ ＜ストレージ容量（5GB/組織）＞ ＜ビデオ通話は1：1のみ＞ ＜直近40日以内・最新5,000件までのメッセージ閲覧＞ ・ブラウザ又はアプリ上に広告が表示される	無 料
ビジネス	・フリーに加えて、以下の追加機能を提供 ＜ユーザー数の上限（制限なし）＞ ＜ストレージ容量（10GB/1ユーザー）＞ ＜複数ユーザーでのビデオ通話可能＞ ＜メッセージ閲覧（制限なし）＞ ＜ユーザー管理機能（制限なし）＞ ・フリーでは表示される広告が非表示となる	600円 ※ただし年間契約 は500円
エンタープライズ	・ビジネスの機能に加えて、以下の追加機能を提供 ＜社外ユーザー制限＞ ＜IPアドレス・モバイル端末制限＞ ＜専用URL機能・シングルサインオン＞ ＜チャットログのエクスポート＞ ＜ファイル送信禁止＞ ＜サービス品質保証＞(サーバー稼働率に応じた返還制度)	960円 ※ただし年間契約 は800円

当事業におけるユーザー開拓は、以下の4つに区分されます。現在のユーザー開拓は、顧客企業自らがオンラインにて申し込む「フリーミアム」形態及び当社営業または代理店によりユーザー企業を獲得する「セールス」モデルが主体となっております。なお、当社のChatworkは前述のとおりITリテラシーに関わらず幅広い業種・業態での利用が可能であるため、国内の全事業者・全ビジネスパーソンが顧客ターゲットであると考えております。

・フリーミアム

当社Web広告や口コミ等により当サービスを認知した企業等が、自らオンラインにて利用を申し込む形態であり、現在の当社ユーザー獲得における主力形態です。

当該形態においては、無料で利用可能なフリープランを提供することにより多くの個人ユーザー・企業ユーザーの獲得を図っております。実際には、フリープランにより導入・利用開始される割合が高いものの、導入後においてユーザー企業のニーズや利用状況に応じて各有料プランに移行していく流れが生じております。また、フリープランにおいては定額利用料を受領しないものの、利用ユーザーに対し広告が表示されることによりサービス提供における当社の費用負担を減じられるような形態を取っております。

・セールス(直接販売)

自社営業によりユーザー企業を開拓する形態です。当社セミナーや各種イベントへの出展を通じて接点を持った企業に対して、サービス導入にかかる営業活動を展開しております。主としてビジネスプラン及びエンタープライズプランにかかる導入を推進しております。また、士業や介護、建築等の業種ごとに既存顧客その他の人脈やネットワークを活用した営業アプローチも推進しております。

・セールス(代理店販売)

自社営業に加え、当社営業拠点のない全国地域や顧客層への対応等を目的として、2018年1月より販売代理店による営業展開を開始しております。また、販売代理店の主な業種は情報サービス業、卸売業です。

・OEM提供

KDDI株式会社に対して、当社サービスのOEM提供を行う形態であり、同社において「KDDI Chatwork」の名称にて展開されております。当社は、同社に対するOEM提供を通じて、同社顧客であるエンタープライズ領域(大企業や官公庁向け)等を中心とした顧客層にサービス提供を行っております。KDDI Chatworkでは当社サービスにおけるエンタープライズプランと同等の機能提供を行っております。

同社からはID数に応じたレベニューシェアによる利用料の一部及びシステム運用にかかる業務委託料を受領しております。

当社サービスの利便性により、有料プラン導入後において利用が定着した場合は、継続的に利用する顧客が多い傾向があるものと認識しております。また、導入企業においては、業務上のコミュニケーションの必要性等から、部門単位の導入から複数部門又は全社導入への拡大、取引先等への導入の拡大等の自己増殖的なユーザー拡大が図られる傾向が生じております。新規獲得によるユーザー拡大に加えて、これらの効果により当社顧客基盤の強化に結び付いております。

なお、過去3期間及び当事業年度末におけるKPIの推移は以下のとおりです。

	2019年12月期末	2020年12月期末	2021年12月期末	2022年12月期末
導入社数	24.6万社	29.6万社	34.3万社	38.6万社
登録ID数	319.1万ID	406.4万ID	488.9万ID	574.1万ID
DAU	67.5万ID	82.3万ID	95.3万ID	105.3万ID
課金ID数	39.4万ID	45.7万ID	54.7万ID	66.8万ID

※上記数値は、国内外の自社サービス及びOEM提供(KDDI株式会社向け)にかかる合計を記載しております。

※導入社数は、当社におけるアカウント登録数であり、便宜的に登録アドレスにかかるドメイン数を集計し記載しております。なお、当該企業数には有料プラン導入先だけでなく、フリープランでの利用先も含んでおります。

※登録ID数は、当サービスのユーザーID発行数を、課金ID数は料金請求を行っているID数を、それぞれ記載しております。また、DAU(Daily Active User)は、1日に1度以上「Chatwork」を利用したユーザーID数です。なお、登録ID数、DAU及び課金ID数は当事業年度に定義を見直し、過去に遡及して変更しております。

(ii)プラットフォーム事業

当社グループでは、顧客が「Chatwork」をビジネスインフラとして活用するために、以下のサービスを展開しております。

サービス名称	サービスの概要
DXアドバイザーサービス	「Chatwork」ユーザーに対して、ビジネスチャットを掛け合わせた新規サービスを提供するサービスです。 Chatwork DX相談窓口サービスを介して、顧客課題へのソリューションを周辺サービスと組み合わせて提供しております。
広告サービス	フリープランのユーザーを対象として、ブラウザ又はアプリケーション上に広告を掲載・表示するサービスです。掲載広告は、直接営業又はアドネットワーク事業者を通じた出稿がなされており、広告主又は広告事業者より掲載料を受領しております。
クラウドストレージサービス	法人向けのクラウドストレージサービス「セキュア SAMBA」の開発、販売を行っております。

(2)セキュリティセグメント

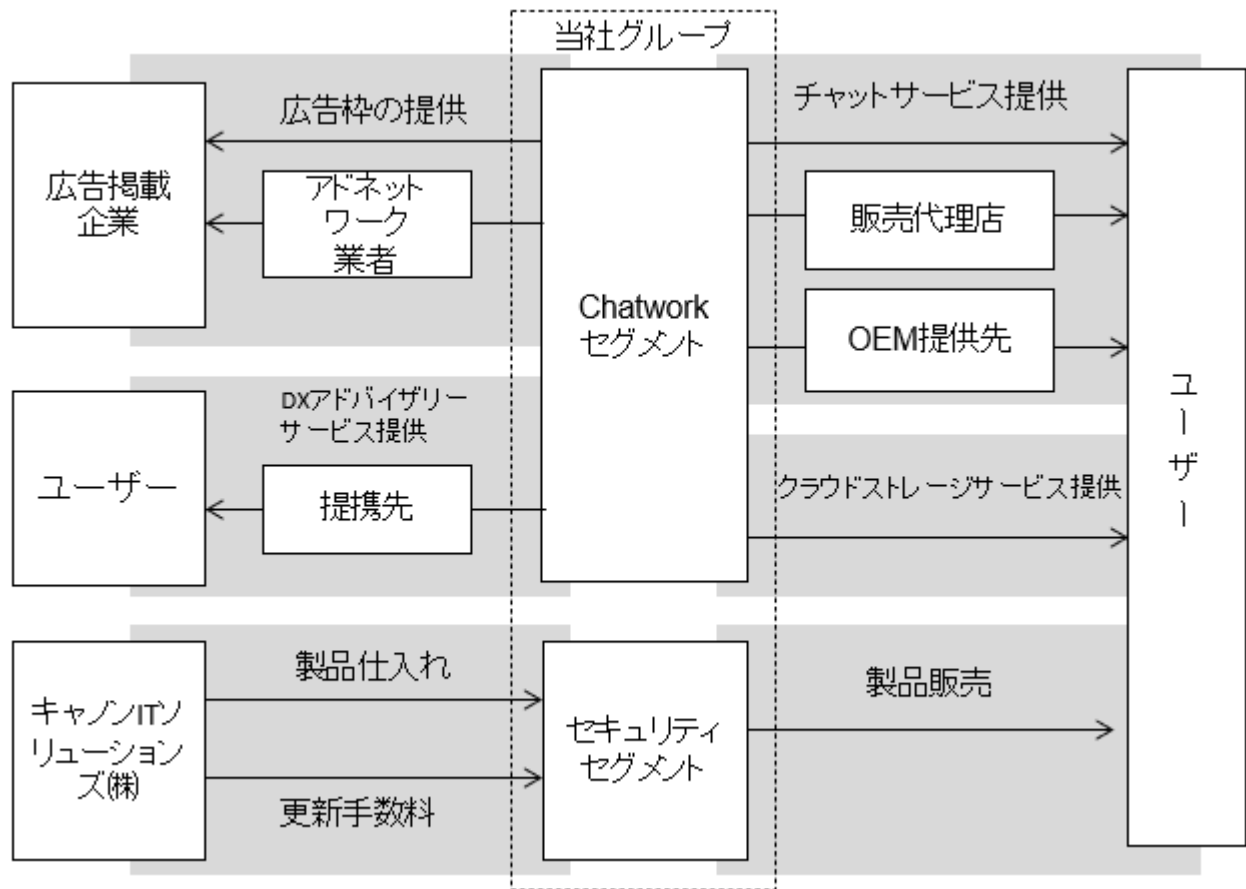
当セグメントは、セキュリティ対策ソフトウェアの仕入販売を行っております。当社は、ESET社の提供するセキュリティ対策ソフトウェア「ESET」について、日本国内総販売代理店(一次代理店)であるキャノンITソリューションズ株式会社の二次代理店としてWebを介した通信販売を行っております。当社は、自社の販売サイトにおいて、Web広告やアフィリエイトプログラムを活用した集客を行い、ソフトウェアの販売を行っております。

なお、当セグメントにかかる売上高は、仕入販売時においては仕入額及び販売額の差額を純額計上しているほか、一部は更新時に一次代理店より受領する手数料額を計上しております。

〔事業系統図〕

以上の内容を事業系統図に示すと、次のとおりです。

(注) 上記のOEM提供先は、KDDI株式会社であり、同社との業務委託契約に基づくものです。詳細は「第2 事業の状況 4 経営上の重要な契約等」をご参照下さい。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	出資金又は 資本金	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) Chatworkストレージテクノロジー株式会社	東京都新宿区	56,000千円	電気通信事業	51	役員の兼任：あり 資金の援助：あり 営業上の取引：あり 設備の賃貸借：なし

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2022年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
Chatworkセグメント	290(2)
セキュリティセグメント	0
全社(共通)	24(1)
合計	314(3)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は最近1年間の平均雇用人員を()外数で記載しております。
2. セキュリティセグメントの業務については専属者はおらず、Chatworkセグメントに所属する従業員が兼務して対応しているため、従業員数の記載を行っておりません。
3. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、管理部門（コーポレート本部）に所属しているものであります。
4. 前事業年度末に比べ従業員数が63名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(2) 提出会社の状況

2022年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
314(3)	34.4	2.9	6,482

セグメントの名称	従業員数(名)
Chatworkセグメント	290(2)
セキュリティセグメント	0
全社(共通)	24(1)
合計	314(3)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は最近1年間の平均雇用人員を()外数で記載しております。
2. セキュリティセグメントの業務については専属者はおらず、Chatworkセグメントに所属する従業員が兼務して対応しているため、従業員数の記載を行っておりません。
3. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、管理部門（コーポレート本部）に所属しているものであります。
4. 前事業年度末に比べ従業員数が63名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しており、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、その達成を保証するものではありません。

(1)経営方針・経営戦略等

当社グループは「働くをもっと楽しく、創造的に」というミッションのもと、人生の大半を過ごすことになる「働く」という時間において、ただ生活の糧を得るためだけではなく、1人でも多くの人がより楽しく、自由な創造性を存分に発揮できる社会を実現することを目指し、仕事の効率化や新しく創造的な働き方を実現する製品やサービスの開発・提供に取り組んでおります。

こうした経営方針のもと、現在は主力サービスであるビジネスチャットツール「Chatwork」の普及とこれに関連するサービスの提供により、国内企業を中心とした顧客企業の働き方の変化への対応や労働生産性の向上に貢献してまいります。具体的な販売普及戦略としましては、当社ビジネスチャットの強みである社内外がシームレスにつながるオープンプラットフォーム性と、無料からはじめられるフリーミアムの特性により、紹介と自然流入を増やすことで無料ユーザーの拡大を目指します。従来より行ってきましたサービス品質の向上及び連携サービスの充実による無料ユーザーの有料化に加えて、カスタマーサクセスによる初期活用支援を強化し、課金ID数、ARPUの拡大を目指します。

また、業界特有の顧客課題に対し、専門チームが共に解決するコミュニケーションプロセスの構築に取り組んでおります。業界ごとの業務プロセスや課題を研究し、ビジネスチャットの活用方法の型化や業務支援を行うことで、より質の高い提案とプロダクト機能強化を実現させ、ユーザーの更なる拡大を目指します。

ビジネスチャットツールのユーザー拡大と同時に、プラットフォーム価値の向上を目指しております。自社開発だけでなくアライアンスやM&Aを活用し、経営支援に資する様々なソリューションを取り揃え、当社顧客のあらゆる業務を巻き取りDXを推進する事業を展開することを目指していきたくて考えております。これらの施策を通じてChatworkセグメントの高い成長を実現してまいります。

(2)経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループの主力事業であるChatworkセグメントの収益の源泉は課金IDからの利用料です。そのため、経営上の目標達成状況を判断するための客観的な指標は、課金ID数であると考えております。当該ID数の成長やその他付加サービスの拡大及び単価向上施策を推進することで、中期経営計画（2021年12月期～2024年12月期）におけるChatworkセグメントの年平均売上成長率については、40%を目指していきたくて考えております。

(3)経営環境

国内経済環境といたしましては、生産年齢人口減少に伴う労働力不足が問題視される一方で、政府主導により時間外労働時間上限引き下げ等の労働法規の改正といった働き方改革が推進される中、労働生産性の向上に向けたソリューションへの期待が高まっているものと認識しております。また、新型コロナウイルスの影響で在宅ワークが一気に普及し、ニューノーマルとも呼ばれる働き方の根本的な変化が発生しています。現在ビジネスチャットの普及率は18.1%(当社依頼による第三者機関調べ)ですが、今後も大きく普及が広まるものと考えられます。こうした環境を踏まえると、当社の「Chatwork」の認知度拡大に伴い当サービスへの需要はこれまでよりも早いスピードで拡大していくものと期待しております。

(4)事業上及び財務上の対処すべき課題

上記の経営方針・経営目標等を推進する上で、当社グループとして捉えている対処すべき主要課題は以下のとおりです。

① ユーザビリティの更なる向上

当社グループの主要サービス「Chatwork」が今後も継続的な成長を果たしていくためには、より幅広い業種・

業態の顧客に支持されるとともに、継続的に選ばれる必要があると考えております。そのためには、当該サービスの優位性となっているユーザビリティの維持向上が不可欠であると認識しております。今後とも顧客のニーズの変化を迅速に把握し、継続的なユーザー・インターフェースの改善や製品機能強化により、競合他社との差別化を図ってまいります。

② 顧客基盤の拡大

労働生産性向上に対する社会的要請並びに新型コロナウイルスの影響による在宅ワーク需要の高まりに伴い、ビジネスチャットツールは国内企業において導入に対する期待が急速に高まっているものと認識しております。

自然流入と顧客ユーザーからの紹介による無料ユーザー（フリーミアムユーザー）の獲得を中心としており、サービス品質の向上により拡大を図ってまいります。また、業界ごとの深い理解を元にした提案活動を行い、既に展開している土業や介護、建設等の業種ごとの人脈やネットワークを活用した営業アプローチの推進を拡大、推進してまいります。

また、ビジネスチャットツールは世界的に利用が普及しつつあります。当社では、「Chatwork」にかかる日本語を含む4か国語への多言語対応を行っており、将来の収益獲得の布石としてフリープランによる顧客獲得等を中心としたテストマーケティングを実施しております。

③ マーケティング活動

ビジネスチャットツールの国内における導入期待が急速に高まり、今後も普及が大きく進むものと考えております。当社グループの人員、サポート体制の整備に伴い、今後適切な販促活動を行うことが、中長期の事業成長のために必要と判断し、マーケティング費用の投入を行う予定です。なお、マーケティング費用に関しましてはこれまで同様、費用対効果を見極めながら、適宜コントロールしてまいります。

④ サービスの付加価値向上

当社グループが競争優位性を確保しながら持続的に成長するためには、前述のユーザビリティ向上に加えて、サービスの提供する付加価値を高め、高い継続率を確保することが重要であると認識しております。当社グループは、付加価値向上のため、経営資源サポート領域やデータ活用といったプラットフォームサービスにおける新たな提供サービスの開発・展開を推進し、「Chatwork」のビジネスインフラとしての価値向上に努めるとともに、収益基盤を強化してまいります。

⑤ セキュリティの継続的な向上

当社の提供するビジネスチャットツールは、ビジネスコミュニケーションの根幹となるインフラ機能であるため、継続利用の前提としてセキュリティの確保は必要不可欠であります。当社では、自社による監視体制のみならず、外部業者による脆弱性の確認を継続的に実施し、必要な対策をとることでセキュリティの向上に努めております。当該対策には終わりはないと認識しており、今後も継続してセキュリティ向上に向けた対応を行ってまいります。

⑥ 優秀な人材の確保と育成

当社グループが持続的に成長するためには、優秀な人材を数多く確保・育成することが重要であると認識しております。特にサービス利便性及び機能の向上のためには、優秀なエンジニアの継続的な採用が課題であると認識しております。

当社は、従業員の多様な働き方を推進することで求職者への提供価値を高め、採用力を強化するとともに、既存人材の能力及び技術の向上のため、教育・研修体制の充実化を進めていく方針であります。

⑦ 内部管理体制の強化

当社の提供する「Chatwork」サービスは、顧客ビジネスのインフラとなり得る機能であり、当該サービスの普及・利用にあたっては顧客企業よりインフラ提供会社である当社への信頼が獲得できるかが重要な点であると考えております。そのため当社では個人情報管理体制をはじめ、アクセス制限等のシステム統制、当社自身の内部統制体制の強化等を継続して検討・推進していくことで、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図り、顧客からの信頼を獲得できるよう努めてまいります。

(5)サステナビリティに関する取り組み

当社は、「働くをもっと楽しく、創造的に」というミッションのもと、人生の多くを費やす「働く」という時間を、生活の糧を得るという基本的な目的に留まらず、一人でも多くの方が夢や志の実現にむけて創造性を発揮し楽しみながら働けるような社会の実現に貢献したいと考えております。

理念の実現にむけて、当社グループが中長期的に取り組むべき財務・非財務両面から見た重要課題を検討し、取締役会での承認を経て「ミッション・ビジョンの実現にむけた11の重要課題」を特定しました。

このマテリアリティは、大きく「事業を通じた価値創造に関わる課題」「価値創造基盤の強化に関わる課題」「地球規模の社会課題解決に関わる課題」の3カテゴリからなり、優れた価値創造基盤づくりを進めることで、当社にしか提供できない価値を創造し、それにより理念の実現とサステナブルな社会への貢献を目指すものです。この重要課題に取り組むことが、当社グループの持続的成長と長期的な企業価値向上につながると考えています。詳細については、当社コーポレートサイトにあるサステナビリティページをご覧ください。

カテゴリ	重要課題	2030年のゴールにむけたアクション・KPI
事業を通じた社会価値の創造	DXを通じた中小企業の労働生産性向上	当社ビジネスプラットフォームを利用する日本の中小企業数：100万社以上 ※当社のビジネスプラットフォームとは、ChatworkおよびChatworkの利用を基盤として提供されるDXソリューションに関わるサービス群を指す。
	楽しく創造的に活躍できる人材の創出	1. クレドアンバサダーによるバリューの啓蒙活動 2. エンゲージメントサーベイの実施 (2023年度にエンゲージメントサーベイを実施した上で、エンゲージメントの状況を測定するKPIを今後設定予定)
価値創造基盤の強化に関わる課題	ビジネスインフラとして信頼いただける品質の確保	1. 提供するITサービスのシステム稼働率：99.5%以上を継続達成 2. プロダクト開発に関わる組織力の強化 (ア) 開発と運用が一体化した組織を構築 (イ) 品質保証専門チームの設置と開発プロセスでの品質作り込み強化 (ウ) 教育、研修に関するプログラム整備と投資
	高度な情報セキュリティとプライバシーの保護	1. CEO管掌の元、情報セキュリティに関わる社会情勢や事業戦略に対応したセキュリティ戦略を立案し、全社横断的なセキュリティマネジメントを強化 2. セキュリティ機能を監視する独立した監査体制の整備・運用 3. 国際セキュリティ認証SOC2の認証取得・運用 4. 重大セキュリティインシデント：0件 ※SOC2...米国公認会計士協会(AICPA)が開発したサイバーセキュリティ・コンプライアンス・フレームワーク(Service Organization Control Type 2)
	企業価値向上を牽引するコーポレートガバナンスの実現	1. 取締役会の多様性の確保(取締役会が獲得すべき機能の明確化、スキルマトリックスの開示など) 2. 監督機能等の強化(独立社外取締役：過半数以上、監督と執行の分離強化、内部監査室の設置、取締役会の実効性評価、役員報酬開示の強化) 3. サステナビリティ課題への対応と情報開示についての監督強化(サステナビリティ委員会の設置、ESG情報開示)
	全てのステークホルダーに誠実な企業活動の推進	1. コンプライアンス問題発生件数：0件/年(対象：連結) 2. 内部通報件数(件/年、モニタリング指標、対象：連結) 3. コンプライアンス研修受講率：100%の継続(対象：連結)
	理念実現にむけたサステナビリティ・マネジメントの推進	1. 各本部と連携したサステナビリティマネジメント基盤の整備(最高サステナビリティ責任者の配置、マテリアリティの特定、ゴール・KPIの設定、ESG情報開示など) 2. サステナビリティ・ESG基礎研修の実施 3. 入社時研修「Chatworkのサステナビリティへの取り組み」の実施
	信頼いただけるブランドの実現とエンゲージメント強化	1. コーポレートブランドの認知・評価についてのサーベイ実施 (2023年度にサーベイを実施した上で、測定するKPIを今後設定予定)
	新たな価値創造を実現するダイバーシティ・マネジメント	1. D&I研修受講率：100%維持(対象：連結) 2. 従業員意識調査「私たちの組織は、多様な属性・価値観を持つ人材を受け入れ、組織力につながっていると思う」等への肯定的回答率：90% 3. 男女別の育休取得率：男性 100%、女性 100%
	国際的に認められた人権の	1. 人権研修受講率：2024年までに100%(対象：連結)

地球規模の社会課題解決への貢献	尊重を基盤としたビジネスの推進	
	気候変動の防止とエネルギー・マネジメント	1. Chatworkグループの事業活動で排出するCO2排出量（スコープ1+2）をネットゼロにする（t-CO2） 2. Chatworkグループの事業活動で使用する電力（スコープ2）を100%再生可能エネルギー由来にする ※スコープ3は今後検討し、公開予定

2 【事業等のリスク】

当社グループの事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上重要であると考えられる事項につきましては、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下のとおり記載しております。

当社グループはこれらのリスクの発生可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び発生した場合の迅速な対応に努める方針です。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性のある全てのリスクを網羅するものではありません。

(1) ビジネスチャットツールにかかる需要動向について

新型コロナウイルスの影響におけるニューノーマルとも呼ばれる働き方の根本的な変化や労働生産人口減少に伴う企業の業務効率化に対する社会的要請等により、ビジネスコミュニケーションの効率化に対するニーズは急速に高まっているものと認識しております。また、効率的なビジネスコミュニケーション手段として、その機動性等からチャットツールは有効であると考えております。

近年、チャットツールの導入企業は増加傾向にあると認識しておりますが、特に当社のターゲットである中小企業においては、現時点における導入率は大企業と比較して低く、その潜在的需要は大きいものと考えております。

しかしながら、将来において経済情勢や景気動向の悪化等により、企業のITシステム投資、とりわけビジネスコミュニケーションへの投資の低迷が生じた場合には、市場拡大が当社グループの想定を下回る可能性があり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 競合について

当社グループが事業を展開するビジネスコミュニケーション市場においては、各種ハードウェア・ソフトウェア及びサービスを提供する企業が多数参入しており、近年においては、クラウドサービス形態により関連サービスを提供する企業も増加しているものと認識しております。当該領域においてビジネスチャットツールを提供する企業も複数存在しており、これら企業との間で競合が生じております。また、一般にインターネット上で提供されるクラウドサービスは参入障壁が低いものと認識しております。

当社グループは、ユーザビリティや汎用性の高さ、強固なセキュリティ機能等を追求することにより、他社との差別化を図っており、今後も継続的にユーザー・インターフェースの改善や企業ニーズに応じた機能強化を実施していくことにより、サービスの競争力の維持向上に努めていく方針です。

なお、当社グループは、競合企業の参入や拡大については、ビジネスチャットツール全体の認知度向上に繋がるものと考えられ、当社グループの事業にとっても一定のメリットがあるものと考えておりますが、過度な価格競争等を含む競合の激化が生じた場合や、サービスの差別化が困難となり競争力が低下した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 技術革新及び顧客需要の変化への対応について

当社グループが属するインターネット業界においては、市場及び顧客ニーズ、技術の変化が非常に速く、それに基づく新サービスの投入が相次いで生じております。

当社グループは、このような変化に迅速にキャッチアップすべく、最新の技術動向や企業ニーズ等を注視し、これら情報の収集やノウハウの習得、サービス開発に積極的に取り組んでおります。しかしながら、新技術や顧客需要の変化への対応が困難となる又は対応に遅れが生じる場合には、当社グループのサービスの競争力が低下し、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 法的規制について

当社グループの事業における、Chatworkセグメントについて、主として「電気通信事業法」及び関連法令等の規制を受けており、届出電気通信事業者としての届出を実施しており、ユーザーの通信の媒介にかかる通信の秘密の遵守等が義務付けられております。なお、当該届出について有効期限の定めはありません。また、セキュリティセグメントについては、主として通信販売事業者として特定商取引法及び関連法令等の規制を受けております。また、当社グループは「Chatwork」サービスを、日本語を含め4か国語にて展開しており、海外各国に登録ユーザーを有しております。

当社グループの事業は、比較的新しいビジネス領域であるため、国内外において今後新たな法令等が成立することで追加の規制を受ける可能性があります。現時点では特段認識しているものではありませんが、今後既存の規制への抵触あるいは何等かの新たな規制による当社グループの事業運営への影響が生じる場合は、当社グループの事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、近年、海外においては、EU加盟諸国における一般データ保護規則(GDPR)やベトナムにおけるサイバーセキュリティ法等の制定・施行等、各地域における個人情報やデータ保護にかかる規制強化が広く推進されており、これら動向により今後における当社グループの海外展開について制約を受ける可能性があります。

(5)特定事業への依存について

当社グループは「Chatworkセグメント」を主力事業と位置付けており、今後も当該事業を主軸とした事業展開に注力していく方針であることから、当社グループの事業成長は当該事業に依存しているものと認識しております。

当社グループは、上記「(1)ビジネスチャットツールにかかる需要動向について」に記載のとおり、今後も継続した市場拡大を想定しておりますが、事業環境の変化や当社グループのサービスの競争力低下が生じた場合、ビジネスチャット以外のビジネスコミュニケーションツールが普及する場合等には、当社グループの事業における依存度が高いが故に、経営成績及び財政状態に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(6)フリーミアムにおける課金プランへの移行について

Chatworkセグメントにおけるユーザー獲得は、フリーミアムによるものが多くを占めており、課金ユーザーの獲得においても、フリープランによるユーザー獲得から有料プランへの転換を促す手法が一定の割合を占めております。

フリープランにおいては、メッセージの閲覧可能期間やストレージ容量等の一部機能に制限を設定しており、ユーザー企業における本格的な導入及び利用に際しては、当該制限の解消や高度なユーザー管理機能等の必要性から一定割合にて有料プランへの移行が発生するものと想定しております。

しかしながら、将来において、ユーザー利用がフリープランの範囲で完結するようなライトユーザーの割合が増加した場合、結果的に有料プランの拡大に結び付かず、当社グループの事業成長が想定通りに進展しない可能性があります。

(7)提携先との関係について

当社グループは、「4 経営上の重要な契約等」に記載のとおり、KDDI株式会社に対してChatworkをOEM提供しております。同社との関係は良好であり、現時点において特段の懸念事項は生じておりませんが、今後において同社の販売戦略等の変更が生じた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは販売体制の強化を目的として、2018年12月期より販売代理店による営業活動を開始しており、現時点においては代理店開拓に注力しております。各販売代理店企業の事業展開等により今後の事業展開が当社グループの想定通りに進展しない可能性があり、その場合においても、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8)Chatworkセグメントにおけるサービス領域の拡大について

Chatworkセグメントについては、チャットツール利用にかかる付加価値向上等を目的として、プラットフォーム事業を展開しております。当社グループにおいては、これらサービス拡大は、「Chatwork」のビジネスインフラとしての地位確立及び当社グループの収益基盤の多様化に寄与するものと考えており、今後もプラットフォーム事業の拡充を含めて新たな事業領域におけるサービス展開を検討していく方針です。

しかしながら、新たな事業領域やサービス展開にかかる追加的支出の発生や新規サービスにおいて収益獲得が進展しない場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9)サービス価格について

当社グループの事業においては、顧客ニーズを踏まえた適正なサービス価格設定に努めておりますが、サービスの機能強化や競合対応等を目的として、サービスにかかる価格改定を行う場合があります。

今後において、価格改定については顧客及び競合状況等を慎重に判断した上で実施していく方針ですが、当社グループの価格戦略と顧客ニーズにミスマッチが生じた場合には顧客獲得等に影響が生じる可能性があり、経営成績

及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10)セキュリティセグメントについて

当社グループのセキュリティセグメントは、Chatworkセグメントへの経営資源の集中を図るため、経営資源の投入を抑制する形で事業を運営しており、今後についても、積極的に事業拡大を図る方針は有していません。

なお、セキュリティセグメントについては、セキュリティ対策ソフト市場における競合、メーカー又は日本総代理店の販売戦略の変更等の外部要因によって、当社グループの事業展開に影響を及ぼす可能性があり、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11)特定の人物への依存について

当社の代表取締役兼社長執行役員CEOである山本正喜は、当社設立以来、当社の経営戦略の構築や実行及び技術的判断において重要な役割を担っております。

こうした状況を踏まえ当社では、特定の人物に依存しない体制を構築すべく執行役員制度を導入し各部門責任者への権限委譲を随時推進する等により組織体制の強化を図り、安定的な経営体制の構築に努めております。

しかしながら、成長段階である現状において何らかの理由により、当人が当社の業務を継続することが困難となった場合は、当社グループの事業運営に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(12)人材確保と人材流動性について

当社グループの人員は、2022年12月末現在314名です。当社グループは今後の事業規模の拡大に応じて人材の確保及び育成を進めるとともに、業務執行体制の強化を図る方針です。

しかしながら、一般的にインターネット業界では人材の流動性が高く、特に足許ではITエンジニアに対して業界内の各社が獲得競争を行っている状況であると認識しております。こうした環境から、今後人材が機動的に確保できない場合、又は急な従業員の減少等があった場合には、当社グループの事業運営及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは今後の事業拡大に対応するため、内部管理体制についても一層の充実を図っていく方針ですが、事業の急速な拡大等により、事業規模に適した内部管理体制の構築に遅れが生じた場合には、適切な業務運営が困難となり、当社グループの事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

(13)情報セキュリティについて

当社グループの事業においては、サービス利用にかかるコミュニケーション等において、ユーザー企業等にかかる個人情報や機密情報が含まれており、これら情報にかかるデータ等を大量に取り扱っております。

当社グループは、役職員に対する個人情報取扱いにおける研修の実施、システム上のセキュリティ対策やアクセス権限管理の徹底に加え、IS027001(情報セキュリティマネジメント)、IS027017(クラウドセキュリティマネジメント)及びIS027701(プライバシー情報マネジメント)の各認証を取得し、当該公的認証に準拠した規程・マニュアルの整備・運用を行うことで、情報管理体制の強化に努めております。

なお、当社グループでは、2019年7月以降、第三者からのパスワードリスト攻撃(※)を受けたことから、ユーザーに対する二段階認証設定の喚起及び不正アクセスと見受けられる通信機器からのアクセスの遮断等の対策を講じることで、情報の漏洩防止にかかる一層の強化を図っております。

しかしながら、このような対策をとっているものの、万が一、外部からの不正アクセス、システム運用における人的過失、その他想定外の事態の発生により個人情報等が社外に流出した場合、当社グループの社会的信用の失墜又は損害賠償請求の発生等により、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

※パスワードリスト攻撃とは、外部の攻撃者が独自に入手した何らかのシステムに係るユーザーIDとパスワード対応リストを用いて、様々なITサービスへの侵入を試みる行為を指します。

(14)システムトラブルについて

当社グループの事業は、そのサービス特性からサービス及びシステムについて高い安全性及び安定性が求められております。当社グループのサービスは、インターネットを介してサービスを提供する形態であり、自然災害、火災等の事故、外部委託事業者における障害発生により、通信トラブルが生じた場合、継続したサービス提供等に支

障が生じる可能性があります。

また、当社グループのシステムにおいて、ソフトウェア又はシステム機器等の瑕疵・欠陥等によるトラブル発生した場合、コンピュータウイルスやハッカーの侵入等によりシステム障害が生じた場合、サイトへの急激なアクセス増加や予測不可能な様々な要因によってコンピュータシステムがダウンした場合にも、同様のリスクがあります。

当社グループにおいては、顧客へのサービス提供が妨げられるようなシステム障害を回避すべく、定期的なバックアップ、システムの多重化等により未然防止策を実施しております。しかしながら、当該対応にも拘らず、何らかのトラブル等に起因して大規模なシステムトラブルが発生し復旧遅延が生じた場合、サービス継続に支障が生じた場合には、当社グループのシステム及びサービスに対する信頼性の低下やクレーム発生その他の要因により、当社グループの事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループのサービスのうちエンタープライズプラン及びKDDI Chatworkについては、サービス品質保証(SLA)を設定しており、サービスにかかるサーバー稼働率が設定された水準を下回った場合、利用料の一部を返還することとしており、障害等によって稼働率が低下しユーザー企業から返還申請が生じた場合には、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(15)知的財産権管理について

当社グループでは提供サービスの商標権等必要な知的財産権については登録を行い、また提供サービスの他社の知的財産権の侵害可能性についても弁理士等専門家を介して適宜確認をしております。当社グループはこれまで、特許権、商標権、意匠権等の知的財産権に関しては、他社の知的財産権を侵害したとして損害賠償や使用差止めの請求を受けたことはなく、知的財産権の侵害を行っていないものと認識しております。しかしながら、当社グループの事業に関連する知的財産権について、第三者における、当社グループが認識しない知的財産権が存在した場合、又は新たな特許等が成立した場合、当該第三者より知的財産権の侵害を理由とした損害賠償や使用差止め等の請求が行われることにより、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(16)税務上の繰越欠損金について

当社グループは税務上の繰越欠損金を有しており、期限内にこれら繰越欠損金の繰越控除を受ける予定です。しかしながら、当社グループの業績が順調に推移することで繰越欠損金を上回る課税所得が発生した場合には、所定の税率に基づく法人税等の納税負担が発生するため、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(17)固定資産の減損リスクについて

当社グループは、ソフトウェア等の固定資産を有しておりますが、固定資産の減損に係る会計基準等により、当社グループが保有する固定資産が、収益状況の悪化等の事由により、減損処理が必要になった場合、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(18)配当政策について

当社グループは、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しており、剰余金の配当については、内部留保とのバランスを考慮して適切な配当を実施していくことを基本方針としております。

しかしながら、当社グループは現在、成長過程にあると認識していることから、内部留保の充実を図り、収益力強化や事業基盤整備のための投資に充当することにより、なお一層の事業拡大を目指すことが、将来において安定的かつ継続的な利益還元につながるかと考えているため、今後の配当実施の可能性及びその時期等については未定です。

(19)株式の追加発行等による株式価値の希薄化について

当社グループでは、当社グループの役職員(元役職員を含む)に対して、中長期的な企業価値の向上に対するインセンティブとして新株予約権及び譲渡制限付株式を付与する制度を導入しており、今後も当該制度を活用する可能性があります。

これら新株予約権が行使された場合や譲渡制限付株式が付与された場合には、当社の株式が発行され、既存株主が有する株式の価値及び議決権が希薄化する可能性があります。

(20)M&A及び資本提携について

当社グループは、長期ビジョンであるビジネス版スーパーアプリの実現に向けた事業規模の拡大とサービス拡張のための手法の一つとして、M&Aや資本提携を強化していきます。M&A前の段階において、対象会社の財務内容や契約関係等について詳細なデューデリジェンスを行い、リスクを吟味した上で判断及び実行しております。しかしながら、投資後に偶発債務や未認識債務の判明等、事前の調査において認識できていなかったリスクが生じた場合や、投資後の事業の統合が計画通り進まない場合は、対象会社の株式価値や譲受けた事業資産の減損処理を行う必要が生じる等、当社グループの財政状況及び業績に大きな影響を与える可能性があります。

また、当社グループが過去に実行したM&Aに伴い、のれんを計上しておりますが、今後、株式取得時の業績計画が達成できない見込みとなり減損処理が必要となった場合、経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という。)の状況の概要並びに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 経営成績の状況の概要

①財政状態の状況

a.資産

当連結会計年度末における資産は、前連結会計年度末に比べて241,430千円増加し、5,386,831千円となりました。これは主に、現金及び預金が349,729千円減少、前払費用が244,010千円増加、ソフトウェア仮勘定が234,807千円増加、投資有価証券が117,167千円増加したことによるものであります。

b.負債

当連結会計年度末における負債は、前連結会計年度末に比べて765,330千円増加し、2,530,899千円となりました。これは主に、長期借入金が398,000千円増加、契約負債が346,575千円増加したことによるものであります。

c.純資産

当連結会計年度末における純資産は、前連結会計年度末に比べて523,900千円減少し、2,855,932千円となりました。これは主に、資本金が96,413千円増加、資本剰余金が96,413千円増加、利益剰余金が678,532千円減少したことによるものであります。この結果、自己資本比率は51.8%(前連結会計年度末は63.7%)となりました。

②経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の変異株発生による感染の再拡大等、先行き不透明な状況も見られましたが、経済活動正常化の方針が政府からは発表され、徐々に規制緩和される状況となってきております。また、急激な原油高騰や円安進行などの影響により、日本の社会は大きく変容してきております。一方で、新型コロナウイルス感染症対策に伴うテレワーク需要増加を背景に、デジタルトランスフォーメーション(DX)に関連するシステム投資が、引き続き注目を集めております。

このような環境の中、当社は「働くをもっと楽しく、創造的に」というミッションのもと、人生の大半を過ごすことになる「働く」という時間において、ただ生活の糧を得るためだけではなく、1人でも多くの人がより楽しく、自由な創造性を存分に発揮できる社会を実現することを目指し、仕事の効率化や新しく創造的な働き方を実現する製品やサービスの開発・提供に取り組んでおります。

当連結会計年度は、主力のChatworkセグメントの拡販に努める一方で、新たな機能のリリース等、計画に沿った開発にも注力しました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高は4,593,178千円(前年同期比36.2%増)、営業損失は711,368千円(前年同期は693,934千円の営業損失)、経常損失は715,642千円(前年同期は710,964千円の経常損失)、親会社株主に帰属する当期純損失は678,532千円(前年同期は745,631千円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

(Chatworkセグメント)

Chatworkセグメントは、主力サービスである「Chatwork」の利点を訴求し、新たな機能追加と顧客の開拓に努めました。以上の結果、売上高は4,368,844千円(前年同期比38.5%増)、セグメント損失は767,860千円(前年同期は740,328千円のセグメント損失)となりました。なお当セグメントが当社グループの主力事業であり、本社機能も含めて各間接費の全てが当セグメントの維持・拡大のために費やされていることから、間接費の全額を当セグメントにおける費用として計上しております。

(セキュリティセグメント)

セキュリティセグメントについては、当社グループとしては積極的な事業拡大は行わない方針としております。その結果、売上高は224,334千円(前年同期比2.4%増)、セグメント利益は56,492千円(前年同期比21.8%増)となりました。なお、当セグメントのセグメント利益については、前述のとおり間接費を全てChatworkセグメントにて計上していることから、当セグメントの売上高より当セグメントに要した広告宣伝費、販売促進費及び業務委託費等の直接経費のみを控除した金額を計上しております。

③キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べて349,729千円減少し、2,850,323千円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、283,675千円の支出となりました。これは主に、税金等調整前当期純損失714,717千円の計上、減価償却費133,674千円の計上、契約負債が346,575千円増加したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、517,076千円の支出となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出395,938千円、投資有価証券の取得による支出109,874千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、450,968千円の収入となりました。これは主に、長期借入れによる収入500,000千円によるものであります。

④生産、受注及び販売の実績

a.生産実績

当社は生産活動を行っていないため、記載を省略します。

b.受注実績

当社事業は、提供するサービスの性質上受注実績の記載になじまないため、記載を省略します。

c.販売実績 販売実績は次のとおりです。

セグメントの名称	金額(千円)	前年同期比(%)
Chatworkセグメント	4,368,844	138.5
セキュリティセグメント	224,334	102.4
合計	4,593,178	136.2

(2)経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

①重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたり、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者はこれらの見積りについて、過去の実績や現状等を勘案し合理的に見積り、計上しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表

等(1)連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載しております。

また、連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1)連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

②経営成績の分析

a.売上高

当連結会計年度における売上高は、4,593,178千円(前年同期比36.2%増)となりました。内訳としては、主力事業であるChatworkセグメントの売上高が4,368,844千円(前年同期比38.5%増)、セキュリティセグメントの売上高が224,334千円(前年同期比2.4%増)であります。これは、Chatworkセグメントにおける新規顧客開拓の強化やサービスの機能強化を行った結果、当サービスの利用企業数(登録アカウント数)が2021年12月期末34万社から当連結会計年度末に38万社超となり、課金ID数が2021年12月期末54.7万名から当連結会計年度末66.8万名と大幅に増加したことによります。

なお、Chatworkセグメントにおける事業別の売上高の状況は以下のとおりです。

	第19期連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
アカウント事業	3,809,803	136.1
プラットフォーム事業	559,041	158.1
Chatworkセグメント 合計	4,368,844	138.5

b.売上原価、売上総利益

当連結会計年度における売上原価は、1,397,368千円(前年同期比40.6%増)となりました。これは、事業拡大に伴い労務費やサーバー費用が増加したことによるものであります。また、ソフトウェア開発に関わる費用のうち、資産性がある新規開発プロジェクトについて無形固定資産として362,174千円計上しております。この結果、当連結会計年度の売上総利益は3,195,810千円(前年同期比34.3%増)となりました。

c.販売費及び一般管理費、営業損益

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は、3,907,178千円(前年同期比27.2%増)となりました。これは、事業拡大に伴い人件費や業務委託費が増加したことによるものであります。これにより、当連結会計年度の営業損失は711,368千円(前年同期は693,934千円の営業損失)となりました。

d.経常損益

当連結会計年度における経常損失は、715,642千円(前年同期は710,964千円の経常損失)となりました。これは、営業外収益にて為替差益10,440千円等を計上する一方で、営業外費用にて株式交付費9,885千円、支払利息6,548千円等が計上されたことによるものであります。

e.親会社株主に帰属する当期純損益

法人税等を1,962千円計上し、当連結会計年度における親会社株主に帰属する当期純損失は、678,532千円(前年同期は745,631千円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。

③財政状態の分析

「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)経営成績の状況の概要 ①財政状態の状況」をご参照下さい。

④経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」をご参照下さい。

⑤資本の財源及び資金の流動性について

当社グループのビジネスモデルは、サブスクリプション型のユーザー課金モデルとなっており、課金対象となっている既存顧客が利用を継続する限りにおいては、安定的な収入が計上されます。従って、今後の収益獲得の予測を考慮し事業戦略も踏まえ、どのように費用充当していくかが重要であると考えております。

今後の基本方針としては、営業部門の人件費や広告宣伝費といった販売促進に係る費用として充当していき、長期ビジョンであるビジネス版スーパーアプリの実現に向けたM&Aや新ビジネス開発といった成長投資資金の源泉としていきたいと考えております。

なお、資金の流動性については、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は2,850,323千円となっており、流動性を確保しております。

⑥経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の進捗について

当社グループは、経営上の目標の達成状況をChatworkセグメントにおける「課金ID数」及び「売上高成長率」の指標で判断しております。当連結会計年度における課金ID数は66.8万名と2021年12月期末の54.7万名対比で22.1%増加しております。加えて、Chatworkセグメントにおける当連結会計年度における売上高は4,368,844千円と2021年12月期の3,153,280千円に対して38.5%増加と順調に伸長しております。また当社グループのビジネスモデルがサブスクリプション型であり足許の収入の安定化や新規の案件獲得により今後の業績以上の売上が期待できるものと認識しております。

4 【経営上の重要な契約等】

(1)業務提携契約

相手先の名称	契約締結日	契約期間	契約内容
KDDI株式会社	2012年5月1日	2012年5月1日から2013年4月30日 (以後半年ごとの自動更新)	ChatworkサービスのOEM版の提供及び拡販に係る業務提携契約

(2)業務提携契約

相手先の名称	契約締結日	契約期間	契約内容
キヤノンITソリューションズ株式会社	2010年7月1日	2010年7月1日から 2011年6月30日(以後1年ごとの自動更新)	セキュリティ対策ソフトウェア「ESET」の販売代理店契約

(3)子会社の取得

当社は、2022年12月16日開催の取締役会において、株式会社ミナジンの全株式を取得することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結、2023年1月31日付でその全株式の取得を完了しています。

詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表 (1)連結財務諸表 注記事項 (重要な後発事象)」をご参照ください。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度において、実施した設備投資等の総額は416,328千円であり、その主なものは自社サービスの追加開発に係るソフトウェア投資403,924千円によるものであります。

また、設備投資のセグメント別内訳は、事業セグメントに資産を配分していないため記載しておりません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2022年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
			建物	工具、器具及び備品	ソフトウェア	合計	
大阪本社 (大阪府大阪市北区)	Chatworkセグメント	業務施設 ソフトウェア	18,004	830	166,538	185,374	41
東京オフィス (東京都港区)	Chatworkセグメント セキュリティセグメント	業務施設	1,975	2,820	—	4,795	273

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. ソフトウェアの帳簿価額にはソフトウェア仮勘定の金額は含まれておりません。
3. 大阪本社と東京オフィスの建物は賃借しており、その年間賃借料は90,953千円であります。

(2) 国内子会社

2022年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)		従業員数 (名)
				ソフトウェア	合計	
Chatworkストレージ テクノロジーズ株式 会社	本社 (東京都港区)	Chatworkセグメント	ソフトウェア	67,208	67,208	14

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. ソフトウェアの帳簿価額にはソフトウェア仮勘定の金額は含まれておりません。
3. 本社の建物は賃借しており、その年間賃借料は1,638千円であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第 4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	120,000,000
計	120,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2022年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2023年 3 月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	39,941,702	40,017,220	東京証券取引所 (グロース)	権利内容に何ら限定のない当 社における標準となる株式で あり、単元株式数は100株で あります。
計	39,941,702	40,017,220	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、2023年 3 月 1 日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、発行した新株予約権は次のとおりであります。

A. 第1回新株予約権

2017年2月22日の臨時株主総会決議(2017年2月22日開催の取締役会決議)

決議年月日	2017年2月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 1 当社従業員 37
新株予約権の数(個) ※	706 [673](注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 141,200 [134,600](注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	250(注) 2
新株予約権の行使期間 ※	自2017年3月1日 至2027年2月28日(注) 3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 250 資本組入額 125
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4, 5
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 6

※ 当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。なお、2019年5月22日開催の取締役会決議により、2019年6月19日付で当社普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)」、「新株予約権の行使時の払込金額(円)」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)」が調整されております。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は200株であります。

ただし、当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は無償割当てにより普通株式を発行する場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

時価を下回る1株当たりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを除く。潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は時価を下回る1株当たりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等の発行又は処分(無償割当てによる場合を含むが、株式無償割当てを除く。また潜在株式等の取得原因の全部又は一部の発生による場合を除く。)を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使期間については記載の権利行使期間のうち、付与決議の日後2年を経過した日から付与決議の日後10年を経過する日までの期間内に行われなければならないものとする。加えて、実際の行使可能期間及び行使可能数については以下4. (5)に記載の行使条件による制限を受けるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有する者(以下「権利者」と

いう。)について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

(2) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

(3) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

(4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

(5) 本新株予約権者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場(以下、「株式公開」)の日後、次に掲げる期間において、次の各号に掲げる割合を限度として行使することができるものとする。行使可能割合は、既行使分を合わせた累積の行使可能数の上限を画するものとし、行使可能割合に基づく割当新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって行使可能な新株予約権の割合とみなす。

- | | |
|--------------------------------------|-----------|
| ①株式公開の日後1年を経過する日まで | 0% |
| ②株式公開の日後1年を経過した日から、株式公開の日後2年を経過する日まで | 割当個数の25% |
| ③株式公開の日後2年を経過した日から、株式公開の日後3年を経過する日まで | 割当個数の50% |
| ④株式公開の日後3年を経過した日から、株式公開の日後4年を経過する日まで | 割当個数の75% |
| ⑤株式公開の日後4年を経過した日以降 | 割当個数の100% |

5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。当社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議(当社が取締役会設置会社でない場合には、株主総会の決議)により取得する本新株予約権を決定するものとする。

(1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議(株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議)が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者(当社の株主を含む。)に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 当社の株主による株式等売渡請求(会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。)を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(4) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 当社又は当社の子会社(会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。)の取締役又は監査役
- ② 当社又は子会社の使用人
- ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者

(5) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- ② 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- ③ 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
- ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
- ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
- ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
- ⑧ 権利者が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。)であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

(6) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合(本新株予約権発行後にか

かる身分を有するに至った場合を含む。)において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
- ② 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合
- (7) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の取扱い

当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。ただし、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権割当契約書に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権割当契約書で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、新株予約権割当契約書に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

(7) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) 組織再編行為の際の取扱い

新株予約権割当契約書に準じて決定する。

B. 第2回新株予約権

2017年2月22日の臨時株主総会決議(2017年8月23日開催の取締役会決議)

決議年月日	2017年8月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 42
新株予約権の数(個) ※	566 [533](注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 113,200 [106,600](注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	250(注) 2
新株予約権の行使期間 ※	自2017年9月1日 至2027年8月31日(注) 3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 250 資本組入額 125
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4, 5
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 6

※ 当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。なお、2019年5月22日開催の取締役会決議により、2019年6月19日付で当社普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行ってお

ります。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)」、「新株予約権の行使時の払込金額(円)」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)」が調整されております。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は200株であります。

ただし、当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は無償割当てにより普通株式を発行する場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

時価を下回る1株当たりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを除く。潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は時価を下回る1株当たりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等の発行又は処分(無償割当てによる場合を含むが、株式無償割当てを除く。また潜在株式等の取得原因の全部又は一部の発生による場合を除く。)を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使期間については記載の権利行使期間のうち、付与決議の日後2年を経過した日から付与決議の日後10年を経過する日までの期間内に行われなければならないものとする。加えて、実際の行使可能期間及び行使可能数については以下4. (5)に記載の行使条件による制限を受けるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有する者(以下「権利者」という。)について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

(2) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

(3) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

(4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

(5) 本新株予約権者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場(以下、「株式公開」)の日後、次に掲げる期間において、次の各号に掲げる割合を限度として行使することができるものとする。行使可能割合は、既行使分を合わせた累積の行使可能数の上限を画するものとし、行使可能割合に基づく割当新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって行使可能な新株予約権の割合とみなす。

- | | |
|--------------------------------------|-----------|
| ①株式公開の日後1年を経過する日まで | 0% |
| ②株式公開の日後1年を経過した日から、株式公開の日後2年を経過する日まで | 割当個数の25% |
| ③株式公開の日後2年を経過した日から、株式公開の日後3年を経過する日まで | 割当個数の50% |
| ④株式公開の日後3年を経過した日から、株式公開の日後4年を経過する日まで | 割当個数の75% |
| ⑤株式公開の日後4年を経過した日以降 | 割当個数の100% |

5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。当社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議)により取得する本新株予約権を決定するものとする。

(1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議(株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議)が行われたときは、当

社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者(当社の株主を含む。)に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 当社の株主による株式等売渡請求(会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。)を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(4) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 当社又は当社の子会社(会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。)の取締役又は監査役
- ② 当社又は子会社の使用人
- ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者

(5) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- ② 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- ③ 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
- ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
- ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
- ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
- ⑧ 権利者が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。)であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

(6) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合(本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。)において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
- ② 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合

(7) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の取扱い

当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。ただし、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権割当契約書に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権割当契約書で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、新株予約権割当契約書に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

(7) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
(8) 組織再編行為の際の取扱い
新株予約権割当契約書に準じて決定する。

C.第3回新株予約権

2018年3月27日の定時株主総会決議(2018年3月27日開催の取締役会決議)

決議年月日	2018年3月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 57
新株予約権の数(個) ※	5,920 [5,866](注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 1,184,000 [1,173,200](注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	250(注) 2
新株予約権の行使期間 ※	自2018年3月27日 至2028年3月26日(注) 3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 250 資本組入額 125
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4, 5
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 6

※ 当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。なお、2019年5月22日開催の取締役会決議により、2019年6月19日付で当社普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)」、「新株予約権の行使時の払込金額(円)」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)」が調整されております。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は200株であります。

ただし、当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は無償割当てにより普通株式を発行する場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

時価を下回る1株当たりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを除く。潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は時価を下回る1株当たりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等の発行又は処分(無償割当てによる場合を含むが、株式無償割当てを除く。また潜在株式等の取得原因の全部又は一部の発生による場合を除く。)を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使期間については記載の権利行使期間のうち、付与決議の日後2年を経過した日から付与決議の日後10年を経過する日までの期間内に行われなければならないものとする。加えて、実際の行使可能期間及び行使可能数については以下4. (5)に記載の行使条件による制限を受けるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有する者(以下「権利者」という。)について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

(2) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

(3) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

(4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

(5) 本新株予約権者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場(以下、「株式公開」)の日後、次に掲げる期間において、次の各号に掲げる割合を限度として行使することができるものとする。行使可能割合は、既行使分を合わせた累積の行使可能数の上限を画するものとし、行使可能割合に基づく割当新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって行使可能な新株予約権の割合とみなす。

- | | |
|---------------------------------------|-----------|
| ① 株式公開の日後1年を経過する日まで | 0% |
| ② 株式公開の日後1年を経過した日から、株式公開の日後2年を経過する日まで | 割当個数の25% |
| ③ 株式公開の日後2年を経過した日から、株式公開の日後3年を経過する日まで | 割当個数の50% |
| ④ 株式公開の日後3年を経過した日から、株式公開の日後4年を経過する日まで | 割当個数の75% |
| ⑤ 株式公開の日後4年を経過した日以降 | 割当個数の100% |

5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。当社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議)により取得する本新株予約権を決定するものとする。

(1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議(株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議)が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者(当社の株主を含む。)に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 当社の株主による株式等売渡請求(会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。)を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(4) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 当社又は当社の子会社(会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。)の取締役又は監査役
- ② 当社又は子会社の使用人
- ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者

(5) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- ② 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- ③ 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
- ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
- ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
- ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
- ⑧ 権利者が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。)であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

(6) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合(本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。)において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
- ② 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合

(7) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の取扱い

当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。ただし、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権割当契約書に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権割当契約書で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、新株予約権割当契約書に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

(7) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) 組織再編行為の際の取扱い

新株予約権割当契約書に準じて決定する。

D. 第4回新株予約権

2018年12月18日の臨時株主総会決議(2018年12月18日開催の取締役会決議)

決議年月日	2018年12月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 38
新株予約権の数(個) ※	3,514 [3,447](注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 702,800 [689,400](注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	250(注) 2
新株予約権の行使期間 ※	自2018年12月18日 至2028年12月17日(注) 3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 250 資本組入額 125
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4, 5
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 6

※ 当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。なお、2019年5月22日開催の取締役会決議により、2019年6月19日付で当社普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)」、「新株予約権の行使時の払込金

額(円)」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)」が調整されております。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は200株であります。

ただし、当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は無償割当てにより普通株式を発行する場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

時価を下回る1株当たりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを除く。潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は時価を下回る1株当たりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等の発行又は処分(無償割当てによる場合を含むが、株式無償割当てを除く。また潜在株式等の取得原因の全部又は一部の発生による場合を除く。)を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使期間については記載の権利行使期間のうち、付与決議の日後2年を経過した日から付与決議の日後10年を経過する日までの期間内に行われなければならないものとする。加えて、実際の行使可能期間及び行使可能数については以下4. (5)に記載の行使条件による制限を受けるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有する者(以下「権利者」という。))について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (3) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (5) 本新株予約権者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場(以下、「株式公開」)の日後、次に掲げる期間において、次の各号に掲げる割合を限度として行使することができるものとする。行使可能割合は、既行使分を合わせた累積の行使可能数の上限を画するものとし、行使可能割合に基づく割当新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって行使可能な新株予約権の割合とみなす。

- ① 株式公開の日後1年を経過する日まで 0%
- ② 株式公開の日後1年を経過した日から、株式公開の日後2年を経過する日まで 割当個数の25%
- ③ 株式公開の日後2年を経過した日から、株式公開の日後3年を経過する日まで 割当個数の50%
- ④ 株式公開の日後3年を経過した日から、株式公開の日後4年を経過する日まで 割当個数の75%
- ⑤ 株式公開の日後4年を経過した日以降 割当個数の100%

5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。当社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議)により取得する本新株予約権を決定するものとする。

(1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。))について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議(株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議)が行われたときは、当

社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者(当社の株主を含む。)に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 当社の株主による株式等売渡請求(会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。)を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(4) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 当社又は当社の子会社(会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。)の取締役又は監査役
- ② 当社又は子会社の使用人
- ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者

(5) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- ② 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- ③ 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
- ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
- ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
- ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
- ⑧ 権利者が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。)であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

(6) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合(本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。)において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
- ② 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合

(7) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の取扱い

当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。ただし、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権割当契約書に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権割当契約書で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、新株予約権割当契約書に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

(7) 新株予約権の譲渡制限

- 新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
(8) 組織再編行為の際の取扱い
新株予約権割当契約書に準じて決定する。

E.第5回新株予約権

2018年12月18日の臨時株主総会決議(2019年1月23日開催の取締役会決議)

決議年月日	2019年1月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 2
新株予約権の数(個) ※	50(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 10,000(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	250(注) 2
新株予約権の行使期間 ※	自2019年1月23日 至2029年1月22日(注) 3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 250 資本組入額 125
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4, 5
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 6

※ 当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末時点(2023年2月28日)において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は200株であります。

ただし、当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は無償割当てにより普通株式を発行する場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

時価を下回る1株当たりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを除く。潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は時価を下回る1株当たりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等の発行又は処分(無償割当てによる場合を含むが、株式無償割当てを除く。また潜在株式等の取得原因の全部又は一部の発生による場合を除く。)を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使期間については記載の権利行使期間のうち、付与決議の日後2年を経過した日から付与決議の日後10年を経過する日までの期間内に行われなければならないものとする。加えて、実際の行使可能期間及び行使可能数については以下4. (5)に記載の行使条件による制限を受けるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有する者(以下「権利者」という。)について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

(2) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使

することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

- (3) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
 - (4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
 - (5) 本新株予約権者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場(以下、「株式公開」)の日後、次に掲げる期間において、次の各号に掲げる割合を限度として行使することができるものとする。行使可能割合は、既行使分を合わせた累積の行使可能数の上限を画するものとし、行使可能割合に基づく割当新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって行使可能な新株予約権の割合とみなす。
 - ① 株式公開の日後1年を経過する日まで 0%
 - ② 株式公開の日後1年を経過した日から、株式公開の日後2年を経過する日まで 割当個数の25%
 - ③ 株式公開の日後2年を経過した日から、株式公開の日後3年を経過する日まで 割当個数の50%
 - ④ 株式公開の日後3年を経過した日から、株式公開の日後4年を経過する日まで 割当個数の75%
 - ⑤ 株式公開の日後4年を経過した日以降 割当個数の100%
5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
- 当社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。当社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得ことができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議)により取得する本新株予約権を決定するものとする。
- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議(株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議)が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者(当社の株主を含む。)に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (3) 当社の株主による株式等売渡請求(会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。)を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (4) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 当社又は当社の子会社(会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。)の取締役又は監査役
 - ② 当社又は子会社の使用人
 - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
 - (5) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ② 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - ③ 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
 - ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
 - ⑧ 権利者が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。)であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
 - (6) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合(本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。)において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ② 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合

(7) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の取扱い

当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。ただし、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権割当契約書に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権割当契約書で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、新株予約権割当契約書に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

(7) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) 組織再編行為の際の取扱い

新株予約権割当契約書に準じて決定する。

F.第6回新株予約権

2018年12月18日の臨時株主総会決議(2019年2月8日開催の取締役会決議)

決議年月日	2019年2月8日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 19
新株予約権の数(個) ※	2,206 [2,196](注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 441,200 [439,200](注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	250(注) 2
新株予約権の行使期間 ※	自2019年2月8日 至2029年2月7日(注) 3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 250 資本組入額 125
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4, 5
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 6

※ 当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。なお、2019年5月22日開催の取締役会決議により、2019年6月19日付で当社普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)」、「新株予約権の行使時の払込金額(円)」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)」が調整されております。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は200株であります。

ただし、当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端

数は切り捨て、金銭による調整は行わない。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は無償割当てにより普通株式を発行する場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

時価を下回る1株当たりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを除く。潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は時価を下回る1株当たりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等の発行又は処分(無償割当てによる場合を含むが、株式無償割当てを除く。また潜在株式等の取得原因の全部又は一部の発生による場合を除く。)を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使期間については記載の権利行使期間のうち、付与決議の日後2年を経過した日から付与決議の日後10年を経過する日までの期間内に行われなければならないものとする。加えて、実際の行使可能期間及び行使可能数については以下4. (5)に記載の行使条件による制限を受けるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有する者(以下「権利者」という。))について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (3) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (5) 本新株予約権者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場(以下、「株式公開」)の日後、次に掲げる期間において、次の各号に掲げる割合を限度として行使することができるものとする。行使可能割合は、既行使分を合わせた累積の行使可能数の上限を画するものとし、行使可能割合に基づく割当新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって行使可能な新株予約権の割合とみなす。

- | | |
|--------------------------------------|-----------|
| ①株式公開の日後1年を経過する日まで | 0% |
| ②株式公開の日後1年を経過した日から、株式公開の日後2年を経過する日まで | 割当個数の25% |
| ③株式公開の日後2年を経過した日から、株式公開の日後3年を経過する日まで | 割当個数の50% |
| ④株式公開の日後3年を経過した日から、株式公開の日後4年を経過する日まで | 割当個数の75% |
| ⑤株式公開の日後4年を経過した日以降 | 割当個数の100% |

5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。当社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議(当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議)により取得する本新株予約権を決定するものとする。

- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。))について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議(株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議)が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者(当社の株主を含む。)に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社の株主による株式等売渡請求(会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。)を当社が承認した

場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

- (4) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 当社又は当社の子会社(会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。)の取締役又は監査役
 - ② 当社又は子会社の使用人
 - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (5) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ② 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - ③ 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
 - ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
 - ⑧ 権利者が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。)であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
- (6) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合(本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。)において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ② 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合
- (7) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができる。
6. 組織再編行為の際の取扱い
- 当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続きに応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。ただし、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権割当契約書に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権割当契約書で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、新株予約権割当契約書に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - (7) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - (8) 組織再編行為の際の取扱い
新株予約権割当契約書に準じて決定する。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2019年5月22日 (注) 1	普通株式 39,000 A種優先株式 △9,000 B種優先株式 △30,000	普通株式 180,000	—	914,138	—	899,998
2019年6月19日 (注) 2	普通株式 35,820,000	普通株式 36,000,000	—	914,138	—	899,998
2019年9月20日 (注) 3	普通株式 600,000	普通株式 36,600,000	444,000	1,358,138	444,000	1,343,998
2020年5月15日 (注) 4	普通株式 24,337	普通株式 36,624,337	16,768	1,374,906	16,768	1,360,766
2020年9月24日～ 2020年12月31日 (注) 5	普通株式 252,200	普通株式 36,876,537	31,525	1,406,431	31,525	1,392,291
2020年9月25日 (注) 6	普通株式 3,118	普通株式 36,879,655	2,499	1,408,930	2,499	1,394,790
2020年12月14日 (注) 7	普通株式 985	普通株式 36,880,640	999	1,409,930	999	1,395,790
2021年3月5日 (注) 8	普通株式 2,115	普通株式 36,882,755	1,499	1,411,430	1,499	1,397,290
2021年3月26日 (注) 9	普通株式 6,431	普通株式 36,889,186	4,604	1,416,034	4,604	1,401,894
2021年4月16日 (注) 10	普通株式 790	普通株式 36,889,976	499	1,416,534	499	1,402,394
2021年5月21日 (注) 11	普通株式 25,720	普通株式 36,915,696	17,772	1,434,306	17,772	1,420,166

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年6月25日 (注) 12	普通株式 919	普通株式 36,916,615	499	1,434,806	499	1,420,666
2021年8月25日 (注) 13	普通株式 980	普通株式 36,917,595	499	1,435,306	499	1,421,166
2021年9月24日 (注) 14	普通株式 2,592	普通株式 36,920,187	1,249	1,436,555	1,249	1,422,415
2021年10月26日 (注) 15	普通株式 10,810	普通株式 36,930,997	6,145	1,442,701	6,145	1,428,561
2021年11月26日 (注) 16	普通株式 3,443	普通株式 36,934,440	1,866	1,444,567	1,866	1,430,427
2021年12月16日 (注) 17	普通株式 1,850,000	普通株式 38,784,440	1,000,868	2,445,436	1,000,868	2,431,296
2021年1月1日～ 2021年12月31日 (注) 18	普通株式 641,400	普通株式 39,425,840	80,175	2,525,611	80,175	2,511,471
2022年1月25日 (注) 19	普通株式 952	普通株式 39,426,792	499	2,526,110	499	2,511,970
2022年3月18日 (注) 20	普通株式 1,455	普通株式 39,428,247	499	2,526,610	499	2,512,470
2022年5月20日 (注) 21	普通株式 38,360	普通株式 39,466,607	7,863	2,534,473	7,863	2,520,333
2022年5月20日 (注) 22	普通株式 171,608	普通株式 39,638,215	46,505	2,580,979	46,505	2,566,839

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2022年6月17日 (注) 23	普通株式 10,100	普通株式 39,648,315	1,999	2,582,979	1,999	2,568,839
2022年7月22日 (注) 24	普通株式 5,434	普通株式 39,653,749	999	2,583,979	999	2,569,839
2022年9月20日 (注) 25	普通株式 5,714	普通株式 39,659,463	999	2,584,979	999	2,570,839
2022年10月28日 (注) 26	普通株式 24,974	普通株式 39,684,437	4,595	2,589,574	4,595	2,575,434
2022年11月22日 (注) 27	普通株式 5,665	普通株式 39,690,102	999	2,590,574	999	2,576,434
2022年1月1日～ 2022年12月31日 (注) 28	普通株式 251,600	普通株式 39,941,702	31,450	2,622,024	31,450	2,607,884

- (注) 1. 2019年5月22日開催の取締役会決議に基づき、A種優先株式9,000株及びB種優先株式30,000株を自己株式として取得し、対価として普通株式をそれぞれ9,000株及び30,000株交付しております。加えて、同取締役会決議により、取得したA種優先株式及びB種優先株式を消却しております。
2. 株式分割（1：200）によるものであります。
3. 有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）
発行価格 1,600円
引受価額 1,480円
資本組入額 740円
4. 2020年5月15日を払込期日とする譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行によるものであります。
発行価額 1,378円
資本組入額 689円
割当先 取締役（社外取締役を除く）3名、従業員1名
5. 新株予約権の行使によるものであります。
6. 2020年9月25日を払込期日とする譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行によるものであります。
発行価額 1,603円
資本組入額 801.5円
割当先 従業員18名
7. 2020年12月14日を払込期日とする譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行によるものであります。
発行価額 2,030円
資本組入額 1,015円
割当先 従業員1名

8. 2021年3月5日を払込期日とする譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行によるものであります。
発行価額 1,418円
資本組入額 709円
割当先 従業員1名
9. 2021年3月26日を払込期日とする譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行によるものであります。
発行価額 1,432円
資本組入額 716円
割当先 従業員25名
10. 2021年4月16日を払込期日とする譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行によるものであります。
発行価額 1,265円
資本組入額 632.5円
割当先 従業員1名
11. 2021年5月21日を払込期日とする譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行によるものであります。
発行価額 1,382円
資本組入額 691円
割当先 取締役4名、従業員2名
12. 2021年6月25日を払込期日とする譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行によるものであります。
発行価額 1,088円
資本組入額 544円
割当先 従業員1名
13. 2021年8月25日を払込期日とする譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行によるものであります。
発行価額 1,020円
資本組入額 510円
割当先 従業員1名
14. 2021年9月24日を払込期日とする譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行によるものであります。
発行価額 964円
資本組入額 482円
割当先 従業員3名
15. 2021年10月26日を払込期日とする譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行によるものであります。
発行価額 1,137円
資本組入額 568.5円
割当先 従業員30名
16. 2021年11月26日を払込期日とする譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行によるものであります。
発行価額 1,084円
資本組入額 542円
割当先 従業員1名
17. 2021年12月16日を払込期日とする海外募集による新株式の発行によるものであります。
発行価額 1,082円
資本組入額 541円
18. 新株予約権の行使による増加によるものであります。
19. 2022年1月25日を払込期日とする譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行によるものであります。
発行価額 1,049円
資本組入額 524.5円
割当先 従業員2名
20. 2022年3月18日を払込期日とする譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行によるものであります。
発行価額 687円
資本組入額 343.5円
割当先 従業員1名
21. 2022年5月20日を払込期日とする譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行によるものであります。
発行価額 410円
資本組入額 205円
割当先 従業員45名
22. 2022年5月20日を払込期日とする譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行によるものであります。
発行価額 542円
資本組入額 271円
割当先 取締役4名、従業員4名
23. 2022年6月17日を払込期日とする譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行によるものであります。
発行価額 396円
資本組入額 198円

割当先 従業員 2 名

24. 2022年7月22日を払込期日とする譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行によるものであります。
発行価額 368円
資本組入額 184円
割当先 従業員 1 名
25. 2022年9月20日を払込期日とする譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行によるものであります。
発行価額 350円
資本組入額 175円
割当先 従業員 1 名
26. 2022年10月28日を払込期日とする譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行によるものであります。
発行価額 368円
資本組入額 184円
割当先 従業員38名
27. 2022年11月22日を払込期日とする譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行によるものであります。
発行価額 353円
資本組入額 176.5円
割当先 従業員 1 名
28. 新株予約権の行使による増加によるものであります。
29. 2023年2月3日を払込期日とする譲渡制限付株式報酬としての新株の発行により、発行済株式総数が6,388株、資本金及び資本準備金がそれぞれ1,999千円増加しております。
30. 2023年3月24日を払込期日とする譲渡制限付株式報酬としての新株の発行により、発行済株式総数が29,730株、資本金及び資本準備金がそれぞれ12,248千円増加しております。
31. 2023年1月1日から2023年2月28日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が39,400株、資本金及び資本準備金がそれぞれ4,925千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2022年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	4	15	126	36	48	12,206	12,435	—
所有株式数(単元)	-	31,717	10,282	211,188	40,440	656	104,891	399,174	24,302
所有株式数の割合(%)	-	7.95	2.58	52.91	10.13	0.16	26.28	100.00	—

(6) 【大株主の状況】

2022年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社Fun&Creative	東京都渋谷区恵比寿1丁目21-18-501号	20,530,400	51.40
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	1,561,900	3.91
山本 正喜	神奈川県川崎市	1,520,386	3.81
J P JPMSE LUX RE JEFFERIES INTL LTD EQ CO	100 BISHOPSGATE LONDON EC2N 4JL, UNITED KINGDOM	1,280,200	3.21
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,253,400	3.14
CREDIT SUISSE AG HONG KONG TRUST A/C CLIENT	LEVEL 88, INTERNATIONAL COMMERCE CENTRE, 1 AUSTIN ROAD WEST, KOWLOON, HONG KONG	1,191,500	2.98
山口 勝幸	神奈川県三浦郡葉山町	959,773	2.40
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS MLSCB RD	ONE CHURCHILL PLACE, LONDON, E14 5HP UNITED KINGDOM	601,835	1.51
GMO Venture Partners 4投資事業有限責任組合	東京都渋谷区桜丘町26-1	393,900	0.99
井上 直樹	東京都世田谷区	292,925	0.73
計	—	29,586,219	74.1

(注) 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,223	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 39,915,200	399,152	(注) 1
単元未満株式	普通株式 24,279	—	—
発行済株式総数	39,941,702	—	—
総株主の議決権	—	399,152	—

(注) 1. 普通株式の内容については「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (1)株式の総数等 ②発行済株式」に記載しています。

② 【自己株式等】

2022年12月31日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所 有株式数 (株)	他人名義所 有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
Chatwork株式会社	大阪府大阪市北区梅田2丁目6 - 20	2,223	—	2,223	0.01
計	—	2,223	—	2,223	0.01

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	1,346	46
当期間における取得自己株式	8,934	—

(注) 当期間における取得自己株式には、2023年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(—)	—	—	—	—
保有自己株式数	2,223	—	11,157	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2023年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、各事業年度の業績、財務体質の強化、中長期事業戦略などを総合的に勘案し、株主価値を最大化させることを念頭に、資本政策を決めていく方針であります。中でも、利益配分につきましては、経営成績及び財務状態を勘案の上、配当及び自己株式の取得等、最適な時期に最適な手法で行ってまいりたいと考えております。

しかしながら、当社は現在、成長過程にあると認識していることから、内部留保の充実を図り、収益力強化や事業基盤整備のための投資に充当することにより、なお一層の事業拡大を目指すことが将来において安定的かつ継続的な利益還元につながるかと考えております。

将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く経営環境を勘案した上で、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等につきましては未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、その他年1回の中間配当を行うことができる旨及び上記の他に基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。また、当社は会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当にかかる決定機関を取締役会とする旨を定款で定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

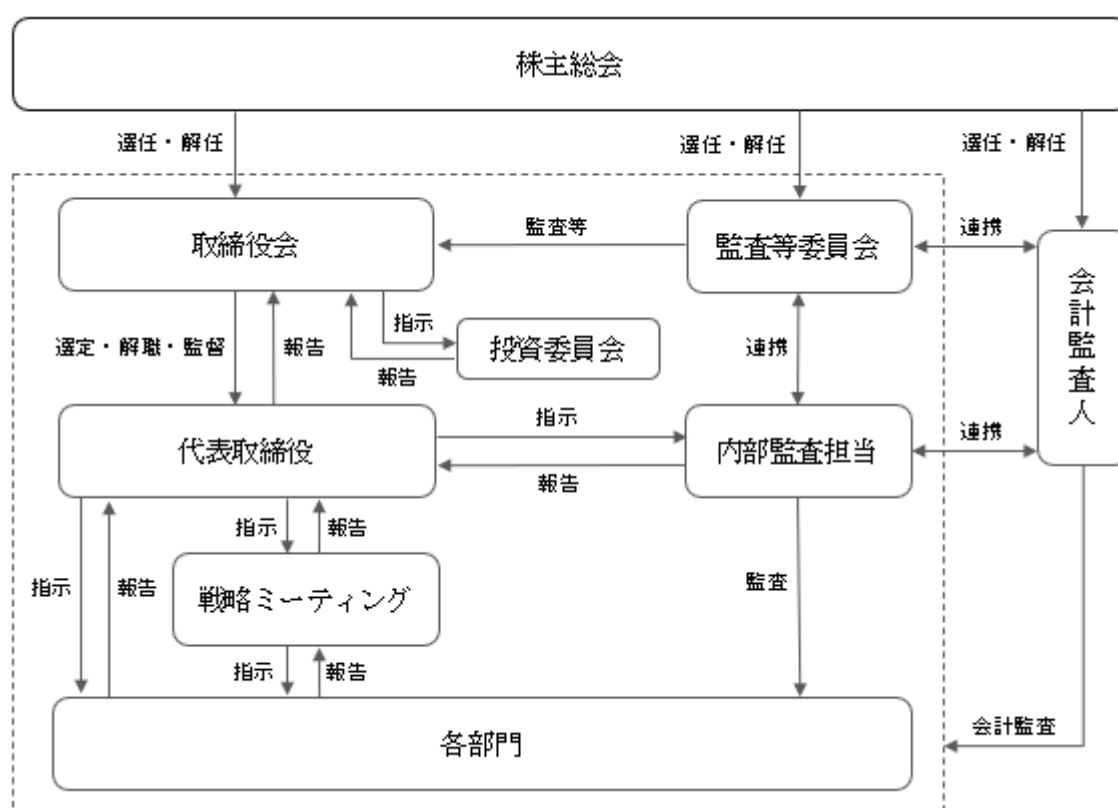
当社は、当社が属するビジネスチャット市場の環境が変化中、長期的な企業価値向上を目指し、株主をはじめとする全てのステークホルダーの信頼を得るために、経営の効率化を図るとともに、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めるべく、経営管理体制の構築強化に努めております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a. 企業統治の概要

当社は、2023年3月29日開催の第19期定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行いたしました。取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスのさらなる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めてまいります。

当社の企業統治の体制の模式図は以下のとおりであります。



取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名及び監査等委員である取締役3名で構成されており、毎月の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、経営上の意思決定機関として、「取締役会規程」に基づき重要事項を決議し、取締役の業務執行状況を監督しております。また、社外取締役は、社外の第三者の視点で取締役会への助言及び監視を行っております。なお、取締役会の議長は代表取締役兼社長執行役員CEO 山本正喜であります。

戦略ミーティングは、常勤取締役3名を含む執行役員6名が出席し、原則として毎週1回開催し、「職務権限規程」等社内規程に定められた事項の決定をしております。戦略ミーティングの構成員は、業務執行状況を報告するとともに、共通の課題などを意見交換し、情報の共有を図っております。なお、戦略ミーティングの議長は代表取締役兼社長執行役員CEO 山本正喜であります。

投資委員会は、常勤取締役3名で構成されております。投資委員会では、会社の投資実行に関して具体的に検討して決議し、担当する各部門に指示しております。なお、投資委員会の議長は代表取締役兼社長執行役員CEO 山本正喜であります。

また、当社は、監査等委員会を設置しており、監査等委員である取締役3名で構成されております。監査等委員である取締役は、監査等委員会において、監査に関する重要事項について情報交換、協議並びに決議を実施しております。監査等委員である取締役は、取締役会に出席し、必要に応じ意見陳述を行うなど、常に取締役の業務執行を監視できる体制となっております。

b. 内部統制システムの整備の状況

当社は、業務の適正性を確保するために、各種規程類を制定し、内部統制システムを整備するとともに、運用の徹底を図っております。監査等委員会による監査に加え、各種規程類の遵守状況と内部統制システムが有効に機能していることを確認するために、代表取締役が内部監査担当者を任命し、内部監査を実施しております。内部監査担当者は、監査等委員会及び会計監査人とも連携し、監査の実効性を確保しております。

また、当社は、次のとおり「内部統制システムに関する基本方針」を定めております。

I. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- i 法令、定款及び社会規範等の遵守を目的として企業理念及び社内規程を定めるとともに内容について役員に浸透を図る。
- ii 監査等委員会は「監査等委員会規程」に基づき、独立した立場で取締役の職務執行状況について監査し、適法性に関する疑義を発見した場合は、その事実を指摘し改善するよう取締役及び取締役会に勧告するとともに、必要に応じてその行為の差止めを請求する。
- iii 内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、使用人の職務の執行が法令、定款並びに当社規程に適合していることを確認の上、代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。

II. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- i 当社は、取締役の職務執行に関する重要な情報・決定事項等を法令及び社内規程に従い、適切に保存、管理する。
- ii 取締役は必要に応じてこれらの保存情報を閲覧することができる。

III. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i 当社はコーポレートリスクの適切な把握を目的として、取締役会または他の会議体にて当社として管理すべきリスク項目の洗い出しと、継続的な状況確認を実施する。
- ii なおリスクが顕在化した場合は、代表取締役社長を統括責任者とした緊急事態対応体制を敷き、早期の回復に努める。

IV. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i 当社は毎月1回の定時取締役会を開催し、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を機動的に行うことで効率的な職務執行に努める。加えて、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- ii 当社は規程にて各組織の業務分掌並びに職位に応じた職務権限を定めるとともに、当該規程に従って担当役員及び各組織長への権限の委譲を行うことで、迅速かつ効率的な意思決定を確保する。

V. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人への指示の実効性確保に関する事項

- i 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会で協議の上、監査等委員会の職務を補助する使用人を配置する。
- ii 当該補助使用人に対する監査等委員会からの指示については、監査等委員以外の取締役並びに所属部門長からの指揮命令を受けないこととする。
- iii 当該補助使用人の人事異動、考課並びに懲戒処分については監査等委員会の同意を得るものとする。

VI. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、当該報告者が報告を理由に不利な扱いを受けないための体制及びその他の監査等委員会への報告に関する体制

- i 取締役及び使用人は、会社に対し著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生する可能性が生じた場合若しくは発生した場合、または、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性が生じた場合は、その事実を監査等委員会に遅滞なく報告する。
- ii 監査等委員会は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、監査業務の一環として取締役会議事録並びに稟議書等の重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができる。
- iii 監査等委員会に報告を行った取締役及び使用人について、代表取締役社長等の管理者は当該報告の事実を理由として不利益な取扱いを行ってはならない。

VII. 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会の職務執行に必要な費用は、会社が実費を負担する。

VIII. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- i 取締役は、監査等委員会が取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備するとともに、内部監査担当者及び会計監査人を含む外部の専門家等と必要に応じて連携できる環境を構築する。
- ii 監査等委員会は会計監査人及び内部監査担当者と定期的に会合を持ち、各監査人の監査状況を共有し、効果的かつ効率的な監査の実施に努める。

IX. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

- i 当社は、反社会的勢力に対する毅然とした対応をとること、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを社内規程に定め、全ての取締役及び使用人に周知徹底する。
- ii 反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、顧問弁護士、警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備する。

c. リスク管理体制の整備状況

当社のリスク管理体制は、コーポレート本部長が中心となり取締役・執行役員・各部門責任者と密な連携をとりながら必要に応じて戦略ミーティング等で協議し、その対応を決定しております。

また、顧問弁護士、顧問税理士、顧問社会保険労務士等より、経営全般にわたっての助言を受けております。

なお、法令違反や不正行為等の防止及び早期発見を図るため、内部通報制度を導入し、コンプライアンス委員会及び外部の法律事務所を窓口と定めております。

③ 取締役の員数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内、監査等委員である取締役は3名以上とする旨、定款に定めております。

④ 取締役の選任・解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらない旨を定款に定めております。また、取締役の解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

⑤ 責任限定契約

当社は、業務執行を行わない取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有能な人材を招聘できるよう、取締役宮坂友大氏並びに監査等委員である取締役村田雅幸氏、早川明伸氏及び福島史之氏と、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

⑥ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑦ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

⑧ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

①役員一覧

男性7名 女性一名(役員のうち女性の比率一%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役兼社長執行 役員 CEO	山本 正喜	1980年12月16日	2004年4月	株式会社テレウェイヴ(現株式会社アイフ ラッグ)入社	(注) 1	22,050,786 (注) 5
			2005年4月	当社専務取締役CTO		
			2018年6月	当社代表取締役兼社長執行役員CEO兼CTO		
			2020年7月	当社代表取締役兼社長執行役員CEO(現任)		
取締役兼執行役員 CFO	井上 直樹	1973年10月28日	1998年4月	株式会社アサツーディ・ケイ入社	(注) 1	292,925
			2002年11月	株式会社ローランドベルガー入社		
			2004年4月	デルジャパン株式会社入社		
			2006年12月	レノボジャパン株式会社入社		
			2008年2月	株式会社リクルートホールディングス入 社		
			2012年10月	Indeed Inc.出向		
			2015年8月	Hotspring Ventures Ltd.取締役		
			2017年11月	当社入社 CFO兼コーポレートサポート本 部長		
			2018年3月	当社執行役員CFO		
			2019年3月	当社取締役兼執行役員CFO		
			2019年10月	当社取締役兼執行役員CFO兼コーポレート 本部長		
			2021年7月	Chatworkストレージテクノロジーズ株式 会社取締役(現任)		
			2021年10月	当社取締役兼執行役員CFO (現任)		
			2023年1月	株式会社ミナジン取締役(現任)		
取締役兼執行役員 COO	福田 升二	1980年1月29日	2004年4月	伊藤忠商事株式会社入社	(注) 1	129,729
			2013年1月	株式会社エス・エム・エス入社		
			2018年7月	同社執行役員		
			2019年1月	当社社外取締役		
			2020年4月	当社入社 執行役員兼事業推進本部長		
			2020年7月	当社執行役員CSO兼ビジネス本部長		
			2020年9月	Nintホールディングス株式会社社外取締 役 (現任)		
			2021年7月	Chatworkストレージテクノロジーズ株式 会社代表取締役		
			2022年3月	当社取締役兼執行役員CSO兼ビジネス本部 長		
			2022年4月	当社取締役兼執行役員COO兼ビジネス本部 長		
			2023年1月	当社取締役兼執行役員COO (現任)		
			2023年1月	株式会社ミナジン取締役 (現任)		

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 (注) 1	宮坂 友大	1982年10月28日	2006年4月 2008年8月 2013年11月 2013年12月 2015年4月 2019年4月 2019年5月 2021年3月	SBIホールディングス株式会社入社 GMO VenturePartners株式会社入社 同社パートナー 同社取締役 当社社外取締役 Capital T合同会社 代表社員 (現任) 当社社外取締役退任 当社社外取締役(現任)	(注) 1	7,705
取締役 (監査等委員) (注) 1	村田 雅幸	1969年2月14日	1991年4月 2003年7月 2013年1月 2013年6月 2018年4月 2018年6月 2018年7月 2019年3月 2023年3月	大阪証券取引所入所 同社執行役員 同社上席執行役員 株式会社東京証券取引所執行役員 パブリックゲート合同会社代表社員 (現任) 株式会社リグア社外取締役 (現任) 株式会社スマレジ社外監査役 (現任) 当社社外監査役 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)	(注) 2	—
取締役 (監査等委員) (注) 1	早川 明伸	1974年1月4日	2005年10月 2010年4月 2015年4月 2016年2月 2017年11月 2018年12月 2020年3月 2023年3月	弁護士登録 (第二東京弁護士会) 中島経営法律事務所入所 中島経営法律事務所パートナー 弁護士法人トラスト早川経営法律事務所 (現弁護士法人トラスト早川・村木経営法律事務所) 設立代表弁護士 (現任) 独立行政法人中小企業基盤整備機構 BusiNestアクセラレーターコースメンター (現任) GRAソリューションズ株式会社代表取締役 (現任) 株式会社HDE(現HENNGE株式会社)社外監査役(現任) 株式会社モンスター・ラボ(現株式会社モンスターラボホールディングス)社外監査役(現任) 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)	(注) 2	—
取締役 (監査等委員) (注) 1	福島 史之	1982年1月10日	2005年11月 2006年5月 2014年9月 2020年1月 2023年3月	港陽監査法人入所 あずさ監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所 株式会社メルカリ社外監査役(現任) ファインディ株式会社監査役(現任) 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)	(注) 2	—
計						22,481,145

- (注) 1. 取締役宮坂友大氏、村田雅幸氏、早川明伸氏及び福島史之氏は、社外取締役であります。
2. 2023年3月29日開催の第19期定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付けをもって、監査等委員会設置会社に移行しております。
3. 2023年3月29日開催の第19期定時株主総会の終結の時から、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2023年3月29日開催の第19期定時株主総会の終結の時から、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 代表取締役山本正喜の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社Fun&Creativeが所有する株式数を含んでおります。
6. 当社では、迅速かつ円滑な業務の執行と経営判断の実現のため、執行役員制度を導入しております。なお、執行役員は6名であり、取締役を兼務していない執行役員は以下のとおりであります。

氏名	職名
山口 勝幸	副社長執行役員CNO
春日 重俊	執行役員CTO兼プロダクト本部長
西尾 知一	執行役員CHRO兼ピープル&ブランド本部長

② 社外取締役との関係

当社は社外取締役を4名選任しております。

当社では社外の視点を踏まえた実効的なコーポレート・ガバナンスの構築を目的に、社外取締役について、専門家としての豊富な経験、金融・会計・法律に関する高い見識等に基づいて、経営に対する独立した客観的な観点からの助言・提言を行うことにより、取締役の職務執行の監督をしております。

社外取締役の宮坂友大氏は、経営に関する深い理解と見識を活かして、独立した立場から取締役の職務執行の監督及び助言を行っていただけるものと判断して、社外取締役に選任したものであります。

社外取締役の村田雅幸氏は、大阪証券取引所及び東京証券取引所における勤務実績から、資本市場の求めるガバナンス体制や経営管理体制に精通しており、独立した立場から当社の経営執行状況を監査いただけるものと判断して、監査等委員である社外監査役に選任したものであります。

社外取締役の早川明伸氏は、長年にわたる企業法務分野における弁護士としての職歴を通じて、豊富な経験と高い見識・専門性を有しており、法律の専門家として、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献いただけるものと判断して、監査等委員である社外取締役に選任したものであります。

社外取締役の福島史之氏は、会社の経営に関与したことはございませんが、公認会計士として長年にわたり企業の会計監査に従事し、財務・会計に関する高度な知識と幅広い経験を有しており、当社の事業活動の公平・公正な決定及び経営の健全性確保に貢献いただけるものと判断して、監査等委員である社外取締役に選任したものであります。

なお、当社では社外役員を選任するための独立性に関する基準または方針としての特段の定めはありませんが、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を参考に、経歴、当社との関係等から個別に判断し、当社からの独立性を確保できる方を候補者として選任することとしております。

③ 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社は、社外取締役が独立した立場から経営への監督と監視を的確かつ有効に実行できる体制を構築するため、内部監査担当との連携のもと、必要の都度、経営に関する必要な資料の提供や事情説明を行う体制となっており、その体制をスムーズに進行させるため、監査等委員会が内部監査担当と密に連携することで社内各部からの十分な情報収集を行っております。

また、監査等委員会、内部監査担当及び会計監査人は、それぞれの監査を踏まえて情報交換を行う等、必要に応じて都度情報を共有し、三者間で連携を図ることにより三様監査の実効性を高めております。

これらを通して社外取締役の独立した活動を支援しております。

(3) 【監査の状況】

① 内部監査担当者、監査役会及び監査等委員会の監査の状況

代表取締役社長から任命された内部監査担当者が自己の属する部門を除く当社全体をカバーするように業務監査を行います。内部監査担当者は内部監査規程及び代表取締役から承認を得た事業年度ごとの内部監査計画に基づき、各部門の業務活動に関し、法令、通達、定款及び社内規程等並びに社会一般の規範に則り、適正かつ効率的に業務が行われているか監査を行います。監査の結果は代表取締役社長及び監査等委員会に報告されるとともに、各被監査部門に通知され、後日改善状況の確認を行います。

監査等委員会は、監査等委員である社外取締役3名で構成されており、定期的に監査等委員会を開催いたします。また、監査等委員である取締役は、取締役会に出席し必要に応じて意見を述べるなど取締役の職務執行を監査するとともに、会計監査人及び内部監査担当者と相互に連携を図り、情報収集と意見交換を行います。

当事業年度において、当社は監査役会設置会社であり、監査役監査については、常勤の社外監査役1名、非常勤の社外監査役2名の体制で実施しております。監査役会が定めた監査方針及び監査計画に基づき、当社の内部統制システムを通じて業務及び財産の状況を監査しております。主な検討事項は、業務・財産の状況等の調査の方法及び結果、内部統制システムの構築・運用状況、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性等です。当事業年度において当社は監査役会を原則月1回、必要に応じて適宜開催しており、個々の監査役の監査役会出席状況については次のとおりであります。

氏 名	開催回数	出席回数
菅井 毅	13回	13回
山田 啓之	13回	13回
村田 雅幸	13回	13回

また、内部監査担当者、監査役会及び会計監査人は、それぞれの監査を踏まえて情報交換を行う等、必要に応じて都度情報を共有し、三者間で連携を図ることにより三様監査の実効性を高めております。

② 会計監査の状況

(a)監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(b)継続監査期間

8年間

(c)業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員：早稲田宏

(d)監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士10名、その他19名であります。

(e)監査法人の選定方針、理由及び評価

当社は、会計監査人に必要とされる専門性、監査体制、監査の実施状況、独立性及び品質管理体制等を総合的に勘案して会計監査人を指定しております。

監査役及び監査役会は、監査役監査基準に照らし、監査法人と適時に意見交換し、監査状況を把握して監査法人に対する評価を適切に行っています。その結果、監査法人による会計監査は有効に機能し、適正に行われていることを確認しております。

③ 監査報酬の内容等

(a)監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	32,500	4,737	36,000	—
連結子会社	—	—	—	—

計	32,500	4,737	36,000	—
---	--------	-------	--------	---

(注) 1. 当社における非監査業務の内容は、前連結会計年度におきましては「新収益認識基準に関する会計基準」の適用による会計方針に関する助言・指導の業務であります。

2. 有価証券報告書の訂正報告書に関する監査証明業務に基づく報酬の額は確定していないため、前連結会計年度及び当連結会計年度の監査証明業務に基づく報酬には含まれておりません。

(b)監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a. を除く)
該当事項はありません。

(c)その他重要な報酬の内容
該当事項はありません。

(d)監査報酬の決定方針
当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、監査計画、当社の規模・業務の特性等を勘案し、監査役会の同意の上、取締役会決議により決定しております。

(e)監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由
取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、当社の監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について妥当と判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法に関する方針に係る事項

a. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬について

当社は、2023年3月29日開催の第19期定時株主総会の決議により監査等委員会設置会社に移行したことに伴い、2023年3月29日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。経営戦略と連動し持続的な成長を推進することで、中長期的な当社グループの企業価値の向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、株主利益と連動した報酬体系とし、個々の対象取締役の報酬の決定に際しては職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、対象取締役の報酬は、固定報酬、短期的な業績連動報酬及び中長期のインセンティブとしての譲渡制限付株式報酬により構成し、以下の方針にしたがい決定いたします。

I. 固定報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

固定報酬の具体的な額については、株主総会で決議された報酬額の範囲内において、担当職務、貢献度に応じて、当社の業績、経済状況等を考慮しながら、総合的に勘案し、每期、更新し決定いたします。

II. 短期的な業績連動報酬(金銭報酬)に係る業績指標の内容及び当該業績連動報酬等の個人別の報酬等の額の算定方法の決定に関する方針

短期的な業績連動報酬の具体的な額については、株主総会で決議された報酬額の範囲内において、前年度の当社（及び当社の関係会社）の予算達成率、対象取締役の貢献度等を考慮しながら、総合的に勘案し、每期、更新し決定いたします。なお、短期的な業績連動報酬の支給対象者は、社外取締役を除く取締役としています。

III. 譲渡制限付株式報酬(非金銭報酬等、業績連動報酬等)の内容及びその個人別の報酬等の額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針

譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬等）は、一定期間継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として譲渡制限を解除する「譲渡制限付株式Ⅰ」と、当該条件に加え、中期経営計画の業績目標の達成度等によって譲渡制限を解除する譲渡制限付株式の数が決定される「譲渡制限付株式Ⅱ」の双方又はいずれか一方を付与することができるものとし、その内容は株主総会で決議された内容の範囲内で決定いたします。

個々の対象取締役に對する付与数については、役位、担当職務、貢献度等を考慮しながら、株主総会で決議された報酬額及び株式数の上限の範囲内において、総合的に勘案し、每期、更新し決定いたします。また、譲渡制限付株式Ⅱを付与する場合における譲渡制限を解除する譲渡制限付株式の数については、当社の中期経営計画の業績目標である売上高成長率等の達成度や取締役会においてあらかじめ設定したその他の業績目標・指標の達成度に応じて決定いたします。

IV. 種類別の報酬割合の決定に関する方針

対象取締役の種類別の報酬割合については、役位、担当職務、貢献度のほか、当社の業績、過去に付与した非金銭報酬等を総合的に勘案し、每期、適切な割合を更新し決定いたします。

V. 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

固定報酬については月例とし、短期的な業績連動報酬については特段の事情がない限り株主総会実施月の翌月から12ヶ月間均等額を支給するものとし、譲渡制限付株式報酬の付与については特段の事情がない限り定時株主総会後遅滞なく行うものいたします。

VI. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個々の対象取締役の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役兼社長執行役員CEOである山本正喜がその具体的内容について委任を受け、決定する権限を有するものとしています。代表取締役兼社長執行役員CEO山本正喜は、上記方針にしたがい、株主総会で決議された報酬総額及び株式数の上限の範囲内におい

て、個々の対象取締役の固定報酬の額、短期的な業績連動報酬の額並びに譲渡制限付株式報酬の額及び株式数を算定し、監査等委員会に報告の上、決定いたします。

なお、取締役会は、代表取締役兼社長執行役員CEO山本正喜が各取締役の業務執行状況全般を把握しており、総合的に取締役の評価を実施することができることから、取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任を行うことが適切であると判断しております。

b. 監査等委員である取締役の報酬について

監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬（金銭）と中長期のインセンティブとしての譲渡制限付株式報酬（一定期間継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として譲渡制限を解除する譲渡制限付株式）により構成され、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、その職務と貢献度を考慮して、監査等委員会の協議により決定いたします。

c. 取締役の報酬等に関する株主総会決議について

当社の役員報酬等の額は、2023年3月29日開催の第19期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については年額200,000千円以内（うち社外取締役分は年額50,000千円以内。ただし使用人給与は含まない。）、監査等委員である取締役については年額50,000千円以内と決定しております。

また、2023年3月29日開催の第19期定時株主総会において、上記の役員報酬額とは別枠で、譲渡制限付株式報酬制度を導入することが決議され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額120,000千円以内（うち社外取締役分は年額20,000千円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）、割当てを受ける譲渡制限付株式の総数は116,000株（うち社外取締役23,200株）を上限とする決定をしております。また、監査等委員である取締役に対し、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額20,000千円以内、割当てを受ける譲渡制限付株式の総数は23,200株を上限とする決定をしております。ただし、譲渡制限期間が満了する前に当社取締役を退任した場合、その他一定の事由が生じた場合には、対象取締役に割当てられた株式は無償で当社が取得するものであります。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	譲渡制限付株式報酬	
取締役	117,057	60,338	56,718	5
監査役	14,400	14,400	-	3

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当事業年度に係る決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

当社では、報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、株式を取得し保有する場合にその目的から、専ら株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的とする投資株式を純投資目的である投資株式、それ以外で業務上の提携関係等の維持・強化のため直接保有することを目的とする投資株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しています。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内

容

保有目的が純投資目的以外の目的である株式を取得する際には、取得意義や経済合理性の観点から踏まえて取得是非を判断すると共に、取得後は定期的に取り締役会において保有継続の合理性を検証することとしております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合 計額(千円)
非上場株式	6	164,674
非上場株式以外の株式	—	—

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取 得価額の合計額 (千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	4	109,874	対象企業との関係構築・中長期的 な企業価値向上を目的とした取得
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売 却価額の合計額 (千円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	—	—

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

該当事項はありません。

みなし保有株式

該当事項はありません。

③保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額 の合計額(千円)
非上場株式	—	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	—	—

区分	当事業年度		
	受取配当金の合計額(千円)	売却損益の合計額(千円)	評価損益の合計額(千円)
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	—

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2022年1月1日から2022年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2022年1月1日から2022年12月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

なお、金融商品取引法第24条の2第1項の規定に基づき、有価証券報告書の訂正報告書を提出しておりますが、訂正後の連結財務諸表については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握し、また会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、定期的に監査法人の主催するセミナーに参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,200,053	2,850,323
売掛金	312,115	307,867
貯蔵品	6,316	6,124
前払費用	446,392	690,402
貸倒引当金	△411	△72
その他	69,225	65,251
流動資産合計	4,033,692	3,919,898
固定資産		
有形固定資産		
建物	54,472	28,041
減価償却累計額	△21,321	△8,061
建物（純額）	33,151	19,979
工具、器具及び備品	69,181	45,710
減価償却累計額	△57,044	△36,082
工具、器具及び備品（純額）	12,136	9,628
有形固定資産合計	45,287	29,608
無形固定資産		
ソフトウェア	159,775	233,747
ソフトウェア仮勘定	288,372	523,179
のれん	318,894	285,326
顧客関連資産	117,151	104,819
電話加入権	69	—
無形固定資産合計	884,262	1,147,072
投資その他の資産		
投資有価証券	66,078	183,246
敷金及び保証金	78,262	38,606
長期前払費用	37,817	68,398
投資その他の資産合計	182,158	290,251
固定資産合計	1,111,708	1,466,933
資産合計	5,145,401	5,386,831

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	447,048	327,445
未払費用	93,002	137,443
未払法人税等	23,276	32,160
契約負債	—	995,838
前受金	649,262	—
賞与引当金	—	21,600
1年内返済予定の長期借入金	※ 102,000	※ 102,000
その他	46,138	115,712
流動負債合計	1,360,728	1,732,200
固定負債		
長期借入金	※ 365,500	※ 763,500
繰延税金負債	39,339	35,198
固定負債合計	404,839	798,698
負債合計	1,765,568	2,530,899
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,525,611	2,622,024
資本剰余金	2,511,471	2,607,884
利益剰余金	△1,761,088	△2,439,620
自己株式	△42	△88
株主資本合計	3,275,951	2,790,199
非支配株主持分	103,881	65,733
純資産合計	3,379,832	2,855,932
負債純資産合計	5,145,401	5,386,831

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
売上高	※ ¹ 3,372,285	※ ¹ 4,593,178
売上原価	993,543	1,397,368
売上総利益	2,378,741	3,195,810
販売費及び一般管理費	※ ² 3,072,676	※ ² 3,907,178
営業損失(△)	△693,934	△711,368
営業外収益		
受取利息	16	116
為替差益	1,419	10,440
雑収入	277	3,758
営業外収益合計	1,713	14,315
営業外費用		
株式交付費	15,447	9,885
支払利息	2,097	6,548
投資事業組合運用損	543	707
コミットメントフィー	—	127
固定資産除却損	—	1,252
雑損失	655	69
営業外費用合計	18,743	18,590
経常損失(△)	△710,964	△715,642
特別利益		
固定資産売却益	※ ³ 638	※ ³ 924
特別利益合計	638	924
特別損失		
減損損失	※ ⁴ 133,771	—
特別損失合計	133,771	—
税金等調整前当期純損失(△)	△844,096	△714,717
法人税、住民税及び事業税	5,971	6,103
法人税等調整額	△40,832	△4,140
法人税等合計	△34,860	1,962
当期純損失(△)	△809,236	△716,680
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△63,604	△38,148
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△745,631	△678,532

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
当期純損失 (△)	<u>△809,236</u>	<u>△716,680</u>
その他の包括利益		
その他の包括利益合計	<u>—</u>	<u>—</u>
包括利益	<u>△809,236</u>	<u>△716,680</u>
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	<u>△745,631</u>	<u>△678,532</u>
非支配株主に係る包括利益	<u>△63,604</u>	<u>△38,148</u>

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,409,930	1,395,790	△1,015,456	△42	1,790,222
当期変動額					
新株の発行	1,115,680	1,115,680			2,231,360
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)			△745,631		△745,631
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	1,115,680	1,115,680	△745,631	—	1,485,729
当期末残高	2,525,611	2,511,471	△1,761,088	△42	3,275,951

	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	—	1,790,222
当期変動額		
新株の発行		2,231,360
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)		△745,631
自己株式の取得		—
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	103,881	103,881
当期変動額合計	103,881	1,589,610
当期末残高	103,881	3,379,832

当連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,525,611	2,511,471	<u>△1,761,088</u>	△42	<u>3,275,951</u>
当期変動額					
新株の発行	96,413	96,413			192,826
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)			<u>△678,532</u>		<u>△678,532</u>
自己株式の取得				△46	△46
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	96,413	96,413	<u>△678,532</u>	△46	<u>△485,752</u>
当期末残高	2,622,024	2,607,884	<u>△2,439,620</u>	△88	<u>2,790,199</u>

	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	<u>103,881</u>	<u>3,379,832</u>
当期変動額		
新株の発行		192,826
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)		<u>△678,532</u>
自己株式の取得		△46
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	<u>△38,148</u>	<u>△38,148</u>
当期変動額合計	<u>△38,148</u>	<u>△523,900</u>
当期末残高	<u>65,733</u>	<u>2,855,932</u>

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失 (△)	△844,096	△714,717
減価償却費	98,716	133,674
のれん償却額	16,783	33,567
減損損失	133,771	—
株式報酬費用	27,719	65,452
敷金および保証金償却	7,432	10,129
株式交付費	15,447	9,885
投資事業組合運用損益 (△は益)	543	707
固定資産売却損益 (△は益)	△638	△924
固定資産除却損	—	1,252
為替差損益 (△は益)	△185	△54
受取利息	△16	△116
支払利息	2,097	6,548
コミットメントフィー	—	127
売上債権の増減額 (△は増加)	△114,351	4,248
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	411	△339
前払費用の増減額 (△は増加)	△307,613	△210,117
棚卸資産の増減額 (△は増加)	549	191
預け金の増減額 (△は増加)	△15,852	56,399
未払金の増減額 (△は減少)	285,600	△127,645
未払費用の増減額 (△は減少)	△18,105	44,440
未払法人税等の増減額 (△は減少)	△15	6,849
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△51,987	74,840
契約負債の増減額 (△は減少)	—	346,575
前受金の増減額 (△は減少)	318,186	—
賞与引当金の増減額 (△は減少)	—	21,600
その他	6,882	△35,622
小計	△438,718	△273,047
利息の受取額	16	116
利息の支払額	△2,097	△6,548
コミットメントフィーの支払額	—	△127
法人税等の支払額	△34,451	△4,068
営業活動によるキャッシュ・フロー	△475,251	△283,675
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△4,626	△11,997
有形固定資産の売却による収入	977	1,208
無形固定資産の取得による支出	△304,681	△395,938
投資有価証券の取得による支出	△54,800	△109,874
資産除去債務の履行による支出	—	△18,181
敷金及び保証金の差入による支出	△23,306	△444
敷金及び保証金の回収による収入	129	48,152
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	※2 △453,900	—
貸付けによる支出	—	△30,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△840,207	△517,076

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	510,000	500,000
長期借入金の返済による支出	△42,500	△102,000
株式の発行による収入	2,162,087	62,900
新株発行による支出	△15,447	△9,885
自己株式の取得による支出	—	△46
非支配株主からの払込みによる収入	53,900	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,668,039	450,968
現金及び現金同等物に係る換算差額	185	54
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	1,352,765	△349,729
現金及び現金同等物の期首残高	1,847,288	3,200,053
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1 3,200,053	※ 1 2,850,323

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

1社

連結子会社の名称

Chatworkストレージテクノロジーズ株式会社

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1)重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

②貯蔵品

先入先出法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～22年

工具、器具及び備品 3～10年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア(自社利用) 3～5年

顧客関連資産 10年

(3)重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

①Chatworkセグメント

a. アカウント事業

アカウント事業における主要な履行義務は、ビジネスチャットツール「Chatwork」の開発及びサービスの提供であります。当該サービス提供において、当社は顧客との契約期間においてサービスを提供する履行義務を負っ

ており、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて契約に基づく取引価格を按分し、収益を認識しております。

b.プラットフォーム事業

プラットフォーム事業における主要な履行義務は、顧客が「Chatwork」をビジネスインフラとして活用するための、ビジネスチャットをかけ合わせた周辺サービスの提供や、広告サービスの提供であります。当該サービス提供において、履行義務が一時点で充足されるものはサービス提供時点で収益を認識し、履行義務が契約期間に応じて充足されるものは、契約期間に応じて取引価格を按分し収益を認識しております。また、顧客へのサービス提供において、当社グループの役割が代理人に該当する取引については、当該対価から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

c.クラウドストレージサービス

プラットフォーム事業内の、クラウドストレージサービスにおける主要な履行義務は、クラウドストレージ「セキュアSAMBA」の開発及びサービスの提供であります。当該サービス提供において、当社は顧客との契約期間においてサービスを提供する履行義務を負っており、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて契約に基づく取引価格を按分し、収益を認識しております。また、新規契約時のセットアップ費用として顧客から支払いを受ける初期費用についても月額の利用料と一体のものとして取り扱い、契約期間に応じて取引価格を按分し、収益を認識しております。

②セキュリティセグメント

セキュリティセグメントにおける主要な履行義務は、セキュリティ対策ソフトウェアの仕入販売であります。当該履行義務においては、顧客にソフトウェアの販売を行った時点で収益を認識しております。また、顧客へのサービス提供において、当社グループの役割が代理人に該当する取引については、当該対価から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

(5)のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年間の定額法により償却を行っております。

(6)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随时引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(7)繰延資産の処理方法

①株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

②新株予約権発行費

支出時に全額費用として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

1. のれんの評価

(1)当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
のれん	318,894	285,326

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

子会社株式取得時に識別したのれんについて、10年の定額法により償却を実施しておりますが、のれんの対象事業の収益性が悪化する等の減損の兆候がある場合、当該事業から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することにより減損損失の認識の判定を行っております。

取得原価のうちのれんに配分された金額が取得時において相対的に多額であったことから、当連結会計年度において、のれんを含むChatworkストレージテクノロジーズ株式会社に属する資産について減損の兆候を識別しております。

減損損失の認識の判定において利用する割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会で承認された事業計画を基礎とし、その期間経過後は将来の不確実性を考慮した成長率を基に算定しております。当該事業計画においては、新規獲得・解約ユーザー数、販売単価、サーバーコスト等の重要な仮定を用いております。当連結会計年度において、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較した結果、当該割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回るために、減損損失の認識は不要と判断しております。

当該事業計画の仮定に変動が生じることで、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回った場合は減損損失を認識する可能性があり、翌連結会計年度以降の連結財務諸表に影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1)当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
有形固定資産	45,287	29,608
無形固定資産 (のれん及び顧客関連資産を除く)	448,217	756,927
顧客関連資産	117,151	104,819
減損損失 (のれん及び顧客関連資産を除く)	24,110	—
減損損失 (顧客関連資産)	109,660	—

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは固定資産について、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分に基づいて資産のグルーピングを行っております。資産グループの収益性が悪化する等の減損の兆候がある場合、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローに基づいて減損損失の認識の判定を行っております。

減損損失の認識の判定において利用する割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会で承認された事業計画を基礎とし、当社に属する資産グループについては、新規獲得ユーザー数、解約率、販売単価、人員計画及び広告宣伝費等の重要な仮定を用いております。また、ChatworkセグメントのうちChatworkストレージテクノロジーズ株式会社に属する資産グループの重要な仮定は、(重要な会計上の見積り) 1. のれんの評価を参照ください。

当連結会計年度において、Chatworkセグメントの営業損失は継続してマイナスとなっていることから、当社グループは当該セグメントに属する資産について減損の兆候を識別し、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較した結果、当該割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回るために、減損損失の認識は不要と判断しております。

当該事業計画の仮定に変動が生じることで、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回った場合は減損損失を認識する可能性があり、翌連結会計年度以降の連結財務諸表に影響を与える可能性があります。

3. 投資有価証券の評価

(1)当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
投資有価証券(非上場株式)	54,800	164,674
投資有価証券 (投資事業組合への出資)	11,278	18,571

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

投資有価証券は市場価格のない株式等であり、超過収益力等を反映した取得原価をもって連結貸借対照表価額としております。当社では、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく下落した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、減価処理を行うこととしております。

実質価額の著しい下落の判断にあたっては、発行会社の事業計画等を基礎とし、業績の推移、事業計画の進捗状況、将来の成長性等を総合的に勘案しております。当連結会計年度において、投資有価証券に係る取得原価と実質価額の状況を把握した結果、実質価額の著しい下落は生じておりませんが、将来の不確実な経済条件の変動等により、投資有価証券の実質価額を著しく低下させる事象が生じた場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表に影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

1. 収益認識に関する会計基準の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これによる主な変更点として、新規契約時に顧客から支払いを受ける初期費用について一時点で売上を計上していましたが、月額の利用料と一体のものとして取り扱い、一定の期間にわたって計上する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当連結会計年度の売上高は1,746千円減少し、営業損失、経常損失、税金等調整前当期純損失は、それぞれ1,746千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。さらに、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当該会計方針の変更により、当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載していません。

(未適用の会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)

1. 概要

投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いが定められました。

2. 適用予定日

2023年12月期の期首より適用予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

(連結貸借対照表関係)

※ 財務制限条項

当社は、Chatworkストレージテクノロジーズ株式会社の株式取得のため、株式会社三井住友銀行と2021年7月1日付で「金銭消費貸借契約」を締結しており、この契約に基づく借入金残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
借入金残高	467,500千円	365,500千円

なお、当該契約には、下記の財務制限条項が付されております。

- (1)2021年12月期以降、各連結会計年度末日における連結損益計算書に記載される営業損益、経常損益、及び当期純損益をいずれも2期連続で損失としないこと。
- (2)株式会社三井住友銀行の事前の書面による承諾なしに、当社のChatworkストレージテクノロジーズ株式会社に対する出資比率を51.0%(間接保有を含み、潜在株式等を含む)より下回らせないこと。

なお、当連結会計年度末において、(1)の財務制限条項に抵触しておりますが、株式会社三井住友銀行と2023年1月31日付で締結した「契約変更合意書」に基づき、以下のとおり変更しており、期限の利益喪失に係る権利を行使しないことについての合意を得ております。

- (1)2024年12月期以降、各連結会計年度末日における連結損益計算書に記載される営業損益、経常損益、及び当期純損益をいずれも損失としないこと。

また、これに伴い株式会社三井住友銀行と締結した「預金担保契約」に基づき、2023年1月31日付で定期預金350,000千円を担保提供しております。担保提供期間は2023年1月31日から2026年6月30日です。

(連結損益計算書関係)

※ 1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※ 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
給料手当	862,821千円	1,324,475千円
広告宣伝費	823,046	730,929
業務委託費	352,607	521,510
支払手数料	313,986	359,072
貸倒引当金繰入額	411	△339
賞与引当金繰入	—	42,967
退職給付費用	—	16,223

※ 3 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
工具、器具及び備品	638千円	924千円
計	638千円	924千円

※ 4 減損損失

前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1)減損損失を認識した資産グループの概要

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	種類	用途	減損損失(千円)
Chatworkストレージ テクノロジーズ株式 会社	本社 (東京都新宿区)	Chatwork セグメント	工具、器具及 び備品	事業用資産	126
			ソフトウェア	事業用資産	22,122
			ソフトウェア 仮勘定	事業用資産	1,861
			顧客関連資産	事業用資産	109,660

(2)資産のグルーピング方法

当社は固定資産について、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分に基づいて資産のグルーピングを行っております。

(3)減損損失を認識するに至った経緯

Chatworkセグメントに属する連結子会社であるChatworkストレージテクノロジーズ株式会社の有形固定資産の工具、器具及び備品、無形固定資産のソフトウェア、ソフトウェア仮勘定及び顧客関連資産について、当初予定していた収益が見込めなくなったことにより、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失133,771千円を特別損失として計上しております。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定しており、当該使用価値は将来キャッシュフローを17.6%で割り引いて算定しております。

当連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

（連結株主資本等変動計算書関係）

前連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計 年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当連結会計 年度末(株)
発行済株式				
普通株式	36,880,640	2,545,200	—	39,425,840
合計	36,880,640	2,545,200	—	39,425,840
自己株式				
普通株式	41	836	—	877
合計	41	836	—	877

（変動事由の概要）

（注1）普通株式の発行済株式の株式数増加は、海外募集による新株発行1,850,000株、新株予約権の行使641,400株、譲渡制限付株式報酬としての新株発行53,800株によるものであります。

（注2）普通株式の自己株式の株式数増加は、譲渡制限付株式の無償取得によるものであります。

2 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	—

3 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当連結会計年度末(株)
発行済株式				
普通株式	39,425,840	515,862	—	39,941,702
合計	39,425,840	515,862	—	39,941,702
自己株式				
普通株式	877	1,346	—	2,223
合計	877	1,346	—	2,223

(変動事由の概要)

(注1)普通株式の発行済株式の株式数増加は、海外募集による新株予約権の行使251,600株、譲渡制限付株式報酬としての新株発行264,262株によるものであります。

(注2)普通株式の自己株式の株式数増加は、譲渡制限付株式の無償取得1,276株、単元未満株式の買取り70株によるものであります。

2 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	—

3 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
現金及び預金	3,200,053千円	2,850,323千円
預入期間が3か月を超える 定期預金	—	—
現金及び現金同等物	3,200,053千円	2,850,323千円

※2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

株式の取得により新たにChatworkストレージテクノロジーズ株式会社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びにChatworkストレージテクノロジーズ株式会社の取得価額とChatworkストレージテクノロジーズ株式会社取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	17,362	千円
固定資産	58,004	〃
のれん	335,677	〃
顧客関連資産	238,749	〃
流動負債	△2,135	〃
固定負債	△80,171	〃
非支配株主持分	△113,585	〃
株式の取得価額	△453,900	千円
現金及び現金同等物	—	
差引：取得のための支出	△453,900	千円

当連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金、預け金等の安全性の高い金融資産で行っております。資金調達については、第三者割当による株式の発行や金融機関からの借入を、資金計画に基づき取締役会の承認により決定する方針であります。また、デリバティブ取引については行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

現金及び預金は、金融機関の信用リスクに晒されておりますが、預入先は信用度の高い銀行であります。営業債権である売掛金はいずれも1年以内の入金期日であり、契約等に従ってリスク管理を行っています。敷金及び保証金は各オフィスの賃貸借契約に伴うものであります。

また、営業債務である未払金、預り金は1年以内の支払期日であります。法人税、住民税及び事業税の未払額である未払法人税等は、全てが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。未払消費税等は1年以内に納付期限が到来するものであります。従業員預り金は2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。

長期借入金(1年内返済予定含む)は、子会社株式の取得資金及び運転資金であり、返済期日は5年以内であります。なお、財務制限条項が付されており、資金調達に係る流動性リスクに影響を及ぼす可能性があります。また、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループの売掛金の多くがクレジットカード決済であり信用リスクにおいてはクレジットカード会社にて担保されております。長期借入金の金利変動リスクについては、金利動向を随時把握し適切に管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2021年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金及び保証金	54,439	52,047	△2,392
資産計	54,439	52,047	△2,392
(1) 長期借入金（１年内返済予定 の長期借入金を含む）	467,500	467,500	—
負債計	467,500	467,500	—

- (※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「預け金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「預り金」、「従業員預り金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (※2) 連結貸借対照表における敷金及び保証金の金額と金融商品の時価開示における「連結貸借対照表計上額」との差額は、当連結会計年度末における敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃借建物の原状回復費用見込額）の未償却残高であります。
- (※3) 投資有価証券は、市場価格のない株式等である非上場株式及び貸借対照表に持分相当額を純額で計上する投資事業有限責任組合出資金であり、上記には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度(千円)
投資事業有限責任組合出資金	11,278
非上場株式	54,800

当連結会計年度(2022年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金及び保証金	26,947	23,019	△3,928
資産計	26,947	23,019	△3,928
(1) 長期借入金（１年内返済予定 の長期借入金を含む）	865,500	861,830	△3,669
負債計	865,500	861,830	△3,669

- (※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「預け金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「預り金」、「従業員預り金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (※2) 連結貸借対照表における敷金及び保証金の金額と金融商品の時価開示における「連結貸借対照表計上額」との差額は、当連結会計年度末における敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃借建物の原状回復費用見込額）の未償却残高であります。
- (※3) 投資有価証券は、市場価格のない株式等である非上場株式及び貸借対照表に持分相当額を純額で計上する投資事業有限責任組合出資金であり、上記には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(千円)
投資事業有限責任組合出資金	18,571
非上場株式	164,674

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2021年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
敷金及び保証金	27,656	—	—	—
合計	27,656	—	—	—

(注)上記には敷金及び保証金のうち償還期日を把握できないものは含んでおりません。

当連結会計年度(2022年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
敷金及び保証金	9,581	—	—	—
合計	9,581	—	—	—

(注)上記には敷金及び保証金のうち償還期日を把握できないものは含んでおりません。

(注2) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2021年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	102,000	102,000	102,000	102,000	59,500	—
合計	102,000	102,000	102,000	102,000	59,500	—

当連結会計年度(2022年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	102,000	102,000	602,000	59,500	—	—
合計	102,000	102,000	602,000	59,500	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度(2022年12月31日)

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度(2022年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	<u>23,019</u>	—	<u>23,019</u>
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	—	<u>861,830</u>	—	<u>861,830</u>

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2021年12月31日)

投資事業有限責任組合出資金及び非上場株式(連結貸借対照表計上額66,078千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

当連結会計年度(2022年12月31日)

投資事業有限責任組合出資金及び非上場株式(連結貸借対照表計上額183,246千円)については、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)
決議年月日	2017年2月22日	2017年8月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 1 当社従業員 53	当社従業員 58
株式の種類及び付与数(株)(注)	普通株式 346,600	普通株式 304,600
付与日	2017年3月1日	2017年9月1日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2017年3月1日 至 2027年2月28日	自 2017年9月1日 至 2027年8月31日

	第3回新株予約権 (ストック・オプション)	第4回新株予約権 (ストック・オプション)
決議年月日	2018年3月27日	2018年12月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 86	当社取締役 2 当社従業員 49
株式の種類及び付与数(株)(注)	普通株式 2,424,800	普通株式 916,800
付与日	2018年3月27日	2018年12月18日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2018年3月27日 至 2028年3月26日	自 2018年12月18日 至 2028年12月17日

(注)株式数に換算して記載しております。なお、2019年6月19日付株式分割(普通株式1株につき200株の割合)による分割後の株式に換算して記載しております。

	第5回新株予約権 (ストック・オプション)	第6回新株予約権 (ストック・オプション)
決議年月日	2019年1月23日	2019年2月8日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 2	当社取締役 1 当社従業員 25
株式の種類及び付与数(株)(注)	普通株式 16,000	普通株式 656,400
付与日	2019年1月23日	2019年2月8日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2019年1月23日 至 2029年1月22日	自 2019年2月8日 至 2029年2月7日

	第7回新株予約権 (ストック・オプション)
決議年月日	2019年6月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 1
株式の種類及び付与数(株)(注)	普通株式 12,000
付与日	2019年6月19日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2019年6月19日 至 2029年6月18日

(注)株式数に換算して記載しております。なお、2019年6月19日付株式分割(普通株式1株につき200株の割合)による分割後の株式に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2022年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	175,400	133,000
権利確定	—	—
権利行使	27,600	12,200
失効	6,600	7,600
未行使残	141,200	113,200

	第3回新株予約権 (ストック・オプション)	第4回新株予約権 (ストック・オプション)
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	1,325,600	757,800
権利確定	—	—
権利行使	123,600	23,800
失効	18,000	31,200
未行使残	1,184,000	702,800

(注)2019年6月19日付株式分割(普通株式1株につき200株の割合)による分割後の株式に換算して記載しております。

	第5回新株予約権 (ストック・オプション)	第6回新株予約権 (ストック・オプション)
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	12,000	508,600
権利確定	—	—
権利行使	2,000	62,400
失効	—	5,000
未行使残	10,000	441,200

	第7回新株予約権 (ストック・オプション)
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	12,000
権利確定	—
権利行使	—
失効	12,000
未行使残	—

(注)2019年6月19日付株式分割(普通株式1株につき200株の割合)による分割後の株式に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)
権利行使価格(円)	250	250
行使時平均株価(円)	680	512
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

	第3回新株予約権 (ストック・オプション)	第4回新株予約権 (ストック・オプション)
権利行使価格(円)	250	250
行使時平均株価(円)	676	559
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

	第5回新株予約権 (ストック・オプション)	第6回新株予約権 (ストック・オプション)
権利行使価格(円)	250	250
行使時平均株価(円)	373	626
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

	第7回新株予約権 (ストック・オプション)
権利行使価格(円)	1,600
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—

(注)2019年6月19日付株式分割(普通株式1株につき200株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
該当事項はありません。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1)当連結会計年度末における本源的価値の合計額	982,519千円
(2)当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	100,942千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
繰延税金資産		
減価償却費	100,846千円	102,339千円
資産除去債務	3,312千円	850千円
未払事業税	4,843千円	6,770千円
未払事業所税	1,042千円	1,198千円
譲渡制限付株式報酬費用	10,722千円	28,857千円
退職給付費用	—	6,446千円
貸倒引当金	147千円	52千円
賞与引当金	—	6,605千円
資産調整勘定	246,843千円	191,989千円
税務上の繰越欠損金(注)	508,648千円	723,228千円
繰延税金資産小計	876,408千円	1,068,340千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)	△508,648千円	△723,228千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性 引当額	△367,759千円	△345,111千円
評価性引当額小計	△876,408千円	△1,068,340千円
繰延税金資産合計	—	—
繰延税金負債		
顧客関連資産	△39,339千円	△35,198千円
繰延税金負債合計	△39,339千円	△35,198千円
繰延税金負債純額	△39,339千円	△35,198千円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2021年12月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	—	—	36,542	181,909	71,226	218,969	508,648千円
評価性引当額	—	—	36,542	181,909	71,226	218,969	508,648千円
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2022年12月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	—	36,542	181,909	71,226	—	433,548	723,228千円
評価性引当額	—	36,542	181,909	71,226	—	433,548	723,228千円
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度(2021年12月31日)

税金等調整前当期純損失であるため記載を省略しております。

当連結会計年度(2022年12月31日)

税金等調整前当期純損失であるため記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	Chatworkセグメント	セキュリティセグメント	
一時点で移転される財	185,859	224,334	410,193
一定の期間にわたり移転される財	4,182,984	—	4,182,984
顧客との契約から生じる収益	4,368,844	224,334	4,593,178
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	4,368,844	224,334	4,593,178

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 3. 会計方針に関する事項(4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
契約負債	649,262	995,838

契約負債は、顧客から受け取った前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、649,262千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、残存履行義務に配分した取引価格について、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、「Chatworkセグメント」と「セキュリティセグメント」の2つを報告セグメントとしております。

「Chatworkセグメント」は、ビジネスチャットツール「Chatwork」の開発及びサービスの提供、広告サービスの提供並びに「Chatwork」をサービスプラットフォームとして活用した各種サービスの提供を行っております。また、クラウドストレージ「セキュアSAMBA」の開発及びサービスの提供を行っております。

「セキュリティセグメント」は、ESET社の提供するセキュリティ対策ソフトウェア「ESET」について、仕入販売を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。報告セグメントの利益又は損失は、連結財務諸表の営業損失ベースの数値であります。

なお、セグメント間の内部取引は発生しておりません。

「会計方針の変更」に記載のとおり、当連結会計年度の期首から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の算定方法を同様に変更しております。

当該変更により、従来の方法に比べて、当連結会計年度のChatworkセグメントの売上高は1,746千円減少し、セグメント損失は1,746千円増加しております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	Chatworkセグメント	セキュリティセグメント	計	
売上高				
外部顧客への売上高	3,153,280	219,005	3,372,285	3,372,285
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—
計	3,153,280	219,005	3,372,285	3,372,285
セグメント利益又は損失(△)	<u>△740,328</u>	46,394	<u>△693,934</u>	<u>△693,934</u>
その他の項目				
減価償却費	<u>98,716</u>	—	<u>98,716</u>	<u>98,716</u>
減損損失	<u>133,771</u>	—	<u>133,771</u>	<u>133,771</u>

(注1)セグメント資産については、事業セグメントに資産を配分していないため記載しておりません。

(注2)当社における主力事業はChatworkセグメントであり、本社機能も含めて間接費の全てがChatworkセグメントの維持・拡大の為に費やされていることから、間接費の全額をChatworkセグメントにて計上しております。

当連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			合計
	Chatworkセグメント	セキュリティセグメント	計	
売上高				
外部顧客への売上高	4,368,844	224,334	4,593,178	4,593,178
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—
計	4,368,844	224,334	4,593,178	4,593,178
セグメント利益又は損失(△)	<u>△767,860</u>	56,492	<u>△711,368</u>	<u>△711,368</u>
その他の項目				
減価償却費	<u>133,674</u>	—	<u>133,674</u>	<u>133,674</u>
減損損失	—	—	—	—

(注1)セグメント資産については、事業セグメントに資産を配分していないため記載しておりません。

(注2)当社における主力事業はChatworkセグメントであり、本社機能も含めて間接費の全てがChatworkセグメントの維持・拡大の為に費やされていることから、間接費の全額をChatworkセグメントにて計上しております。

【関連情報】

前連結会計年度(2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

当連結会計年度(2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

セグメント情報に同様の記載を開示しているため注記を省略しております。

当連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	Chatworkセグメント	セキュリティセグメント	計	
当期償却額	16,783	—	16,783	16,783
当期末残高	318,894	—	318,894	318,894

当連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	Chatworkセグメント	セキュリティセグメント	計	
当期償却額	33,567	—	33,567	33,567
当期末残高	285,326	—	285,326	285,326

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1)連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	山本 正喜	—	—	当社代表取締役	(被所有)直接3.7 間接52.1	—	金銭報酬債権の現物出資(注1)	16,389	—	—
							新株予約権の行使(注2)	50,000	—	—
役員	山口 勝幸	—	—	当社取締役	(被所有)直接2.5 間接0.3	—	新株予約権の行使(注2)	12,000	—	—
役員	井上 直樹	—	—	当社取締役	(被所有)直接0.6	—	新株予約権の行使(注2)	12,000	—	—

(注1)譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資であります。

(注2)新株予約権の行使は、2018年3月27日及び2018年12月18日の取締役会決議に基づき付与されたストックオプションの当連結会計年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は当連結会計年度におけるストックオプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

当連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	山本 正喜	—	—	当社代表取締役	(被所有)直接3.8 間接51.4	—	金銭報酬債権の現物出資(注1)	25,209	—	—
役員	井上 直樹	—	—	当社取締役	(被所有)直接0.7	—	金銭報酬債権の現物出資(注1)	14,939	—	—
							新株予約権の行使(注2)	12,000	—	—
役員	福田 升二	—	—	当社取締役	(被所有)直接0.3	—	金銭報酬債権の現物出資(注1)	13,569	—	—
							新株予約権の行使(注2)	12,000	—	—

(注1)譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資であります。

(注2)新株予約権の行使は、2018年3月27日及び2019年2月8日の取締役会決議に基づき付与されたストックオプションの当連結会計年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は当連結会計年度におけるストックオプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

(2)連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
1株当たり純資産額	83.09円	69.86円
1株当たり当期純損失(△)	△20.05円	△17.11円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. (会計方針の変更)に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過措置に従っており、この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額は0.02円減少し、1株当たり当期純損失は0.05円増加しております。

3. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
1株当たり当期純損失		
親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	△745,631	△678,532
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	△745,631	△678,532
普通株式の期中平均株式数(株)	37,179,943	39,658,513

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	3,379,832	2,855,932
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	103,881	65,733
(うち非支配株主持分)(千円)	(103,881)	(65,733)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	3,275,951	2,790,199
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	39,424,963	39,939,479

(重要な後発事象)

1. 取得による企業結合

当社は2022年12月16日開催の取締役会において、株式会社ミナジンの株式を取得し、連結子会社化することについて決議いたしました。当該決議に基づき、2023年1月31日付で株式取得の手続きが完了しております。

(1)企業結合の概要

①被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 株式会社ミナジン
事業の内容 給与計算アウトソーシング
就業管理システムの企画、販売

②企業結合を行った主な理由

本取引により、当社が中期経営計画に掲げたビジネス版スーパーアプリの実現に向け、人事労務領域のサー

ビス拡張が可能となります。ビジネスチャットというコミュニケーションツールと人事労務領域サービスの連携による高付加価値なサービスを顧客に提供することで、さらなる価値提供に繋げることを目指します。また、両サービスは主要顧客が中小企業という特徴を有しており、相互の顧客基盤の拡大による収益貢献、コスト効率化というシナジーが期待できると判断しております。さらに将来的には、ITツールの利用のみでは解決できない他領域において、ミナジン社のノウハウを生かすことが可能と考えております。

③企業結合日

2023年2月1日

④企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

⑤結合後企業の名称

変更はありません。

⑥取得した議決権比率

企業結合日に取得した議決権比率 100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

(2)被取得企業又は取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得に伴い支出した現金及び預金	600,000千円
<u>長期未払金</u>	<u>70,000千円</u>
取得原価	<u>670,000千円</u>

(3)主要な取得関連費用の内容及び金額

現時点では確定しておりません。

(4)発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

(5)企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額並びに主な内訳

現時点では確定しておりません。

(6)企業結合契約に定められた条件付取得対価の内容及び今後の会計処理方針

①条件付取得対価の内容

業績連動型のアーンアウト方式を採用しており、被取得企業の今後3年間の業績達成度合いに応じて取得時に支出した600,000千円および今後追加で支払うことが確定している70,000千円に加え、最大300,000千円が支払われる可能性があります。

②会計方針

取得対価の変動が発生した場合には、取得時に変動したものとみなして取得原価を修正し、のれんの金額及びのれんの償却額を修正することとしています。

2. 株式会社ミナジンへの資金貸付及び株式会社ミナジンの借入に対する債務保証

当社は2023年3月16日開催の取締役会において、株式会社ミナジンに対して資金貸付を行うことを決議いたしま

した。2023年3月30日時点の短期貸付金の残高は310,000千円(当決議分を含む)であります。また、2023年2月10日開催の取締役会において、同社にて締結を行っている金融機関からの借入金に対する債務保証を行うことを下記のとおり決議いたしました。

(1)貸付金の内容

①資金貸付の目的	運転資金
②資金貸付の内容	
貸付金額	200,000千円
金利	年1.0%
実行日	2023年3月30日
返済期限	2023年6月30日

(2)債務保証の内容

債務保証金額	215,740千円
実行予定日	2023年3月～4月
保証期間	2023年5月31日～2026年3月31日

3. 多額の資金の借入

当社は、2023年3月16日開催の取締役会において、株式会社ミナジン株式取得のため金融機関より必要な資金の借入を行うことを決議しました。借入の概要は以下のとおりであります。

(1)借入先	株式会社三井住友銀行
(2)借入金額	300,000千円
(3)借入金利	基準金利＋スプレッド
(4)借入実行日	2023年3月31日
(5)借入期間	3年
(6)担保の有無	無担保無保証

(7)財務制限条項

- ①四半期毎の業績資料にて、連結貸借対照表に記載される現金及び預金の金額を有利子負債以上維持すること。
- ②株式会社三井住友銀行の事前の書面による承諾がない限り、当社の株式会社ミナジンに対する出資比率を100%(間接保有を含み、潜在株式等を含む)を下回らないこと。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	102,000	102,000	0.8	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	365,500	763,500	1.1	2025年～2026年
合計	467,500	865,500	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	102,000	602,000	59,500	—

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	1,049,066	2,150,486	3,312,984	4,593,178
税金等調整前 四半期(当期)純損失(△) (千円)	<u>△132,399</u>	<u>△243,658</u>	<u>△464,222</u>	<u>△714,717</u>
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純損失(△) (千円)	<u>△117,165</u>	<u>△225,065</u>	<u>△439,562</u>	<u>△678,532</u>
1 株当たり 四半期(当期)純損失(△) (円)	<u>△2.97</u>	<u>△5.69</u>	<u>△11.10</u>	<u>△17.11</u>

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり 四半期純損失 (△) (円)	<u>△2.97</u>	<u>△2.72</u>	<u>△5.40</u>	<u>△6.00</u>

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,123,948	2,756,823
売掛金	※1 248,292	※1 273,545
貯蔵品	6,316	6,124
前払費用	429,540	668,387
預け金	68,914	4,515
その他	※1 5,317	※1 76,179
流動資産合計	3,882,330	3,785,577
固定資産		
有形固定資産		
建物	54,472	28,041
減価償却累計額	△21,321	△8,061
建物（純額）	33,151	19,979
工具、器具及び備品	68,915	45,635
減価償却累計額	△56,914	△36,054
工具、器具及び備品（純額）	12,001	9,581
有形固定資産合計	45,152	29,561
無形固定資産		
ソフトウェア	136,141	166,538
ソフトウェア仮勘定	286,383	510,281
電話加入権	69	—
無形固定資産合計	422,594	676,820
投資その他の資産		
投資有価証券	66,078	183,246
関係会社株式	515,850	515,850
敷金及び保証金	78,262	38,606
長期前払費用	37,817	68,398
関係会社長期貸付金	—	120,000
投資その他の資産合計	698,008	926,101
固定資産合計	1,165,755	1,632,483
資産合計	5,048,085	5,418,060

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	412,870	※1 293,941
未払費用	88,435	134,354
未払法人税等	23,131	31,870
未払消費税等	13,935	91,334
契約負債	—	991,804
前受金	647,834	—
預り金	2,659	1,493
従業員預り金	26,901	22,827
賞与引当金	—	21,600
1年内返済予定の長期借入金	※2 102,000	※2 102,000
その他	31	18
流動負債合計	1,317,799	1,691,245
固定負債		
長期借入金	※2 365,500	※2 763,500
固定負債合計	365,500	763,500
負債合計	1,683,299	2,454,745
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,525,611	2,622,024
資本剰余金		
資本準備金	2,511,471	2,607,884
資本剰余金合計	2,511,471	2,607,884
利益剰余金		
利益準備金	3,535	3,535
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△1,675,788	△2,270,039
利益剰余金合計	△1,672,253	△2,266,504
自己株式	△42	△88
株主資本合計	3,364,786	2,963,315
純資産合計	3,364,786	2,963,315
負債純資産合計	5,048,085	5,418,060

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
売上高	※1 3,193,482	※1 4,218,870
売上原価	887,099	1,168,170
売上総利益	2,306,383	3,050,699
販売費及び一般管理費	※2 2,940,962	※1、※2 3,637,363
営業損失(△)	△634,578	△586,664
営業外収益		
受取利息	16	※1 482
為替差益	1,419	10,440
雑収入	277	3,716
営業外収益合計	1,713	14,639
営業外費用		
支払利息	2,097	6,548
株式交付費	15,447	9,885
投資事業組合運用損	543	707
コミットメントフィー	—	127
雑損失	655	69
営業外費用合計	18,743	17,337
経常損失(△)	△651,608	△589,361
特別利益		
固定資産売却益	※3 638	※3 924
特別利益合計	638	924
税引前当期純損失(△)	△650,970	△588,437
法人税、住民税及び事業税	5,826	5,813
法人税等合計	5,826	5,813
当期純損失(△)	△656,797	△594,250

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)		当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 労務費	※	426,422	48.1	527,717	45.2
II 経費		460,676	51.9	640,452	54.8
売上原価		887,099	100.0	1,168,170	100.0

(注) ※ 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
サーバー費用	261,578	403,250
システム利用費	38,596	45,348
業務委託費	83,265	86,217
地代家賃	17,467	10,216
減価償却費	52,750	75,737

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算を採用しております。

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	1,409,930	1,395,790	1,395,790	3,535	△1,018,991	△1,015,456	△42	1,790,222	1,790,222
当期変動額									
新株の発行	1,115,680	1,115,680	1,115,680					2,231,360	2,231,360
当期純損失（△）					△656,797	△656,797		△656,797	△656,797
自己株式の取得								－	－
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）									－
当期変動額合計	1,115,680	1,115,680	1,115,680	－	△656,797	△656,797	－	1,574,563	1,574,563
当期末残高	2,525,611	2,511,471	2,511,471	3,535	△1,675,788	△1,672,253	△42	3,364,786	3,364,786

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	2,525,611	2,511,471	2,511,471	3,535	△1,675,788	△1,672,253	△42	3,364,786	3,364,786
当期変動額									
新株の発行	96,413	96,413	96,413					192,826	192,826
当期純損失（△）					△594,250	△594,250		△594,250	△594,250
自己株式の取得							△46	△46	△46
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）									－
当期変動額合計	96,413	96,413	96,413	－	△594,250	△594,250	△46	△401,470	△401,470
当期末残高	2,622,024	2,607,884	2,607,884	3,535	△2,270,039	△2,266,504	△88	2,963,315	2,963,315

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2)棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

先入先出法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～22年

工具、器具及び備品 3～10年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用） 3年

3. 繰延資産の処理方法

(1)株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(2)新株予約権発行費

支出時に全額費用として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

売上債権等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

5. 重要な収益及び費用の計上基準

(1)Chatworkセグメント

①アカウント事業

アカウント事業における主要な履行義務は、ビジネスチャットツール「Chatwork」の開発及びサービスの提供であります。当該サービス提供において、当社は顧客との契約期間においてサービスを提供する履行義務を負っており、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて契約に基づく取引価格を按分し、収益を認識しております。

②プラットフォーム事業

プラットフォーム事業における主要な履行義務は、顧客が「Chatwork」をビジネスインフラとして活用するための、ビジネスチャットをかけ合わせた周辺サービスの提供や、広告サービスの提供であります。当該サービス提供において、履行義務が一時点で充足されるものはサービス提供時点で収益を認識し、履行義務が契約期間に応じて充足されるものは、契約期間に応じて取引価格を按分し収益を認識しております。また、顧客へのサービス提供において、当社グループの役割が代理人に該当する取引については、当該対価から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

(2)セキュリティセグメント

セキュリティセグメントにおける主要な履行義務は、セキュリティ対策ソフトウェアの仕入販売であります。当該履行義務においては、顧客にソフトウェアの販売を行った時点で収益を認識しております。また、顧客へのサービス提供において、当社の役割が代理人に該当する取引については、当該対価から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 固定資産の減損

(1)当事業年度の財務諸表に計上した金額

(千円)

	前事業年度	当事業年度
有形固定資産	45,152	29,561
無形固定資産	422,594	676,820

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り) 2. 固定資産の減損」に記載した内容と同一であります。

2. 投資有価証券の評価

(1)当事業年度の財務諸表に計上した金額

(千円)

	前事業年度	当事業年度
投資有価証券(非上場株式)	54,800	164,674
投資有価証券(投資事業組合への出資)	11,278	18,571

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り) 3. 投資有価証券の評価」に記載した内容と同一であります。

3. 関係会社投融資の評価

(1)当事業年度の財務諸表に計上した金額

(千円)

	前事業年度	当事業年度
関係会社株式	515,850	515,850
関係会社長期貸付金	—	120,000

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式及び関係会社長期貸付金は、連結子会社であるChatworkストレージテクノロジーズ株式会社に対するものであります。

関係会社株式は市場価格のない株式であり、超過収益力等を反映した取得原価をもって貸借対照表価額とし、実質価額が著しく下落した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて減損処理を行うこととしております。関係会社長期貸付金については、関係会社の財政状態が悪化し、債権の回収に重大な問題が発生する可能性が高い場合には、個別に貸倒引当金を計上することとしております。

実質価額の著しい下落及び貸倒引当金の計上の判断については、関係会社の事業計画を基礎とした将来の成長性、財政状態を考慮しており、新規獲得・解約ユーザー数、販売単価、サーバーコスト等の重要な仮定を用いております。関係会社の財政状態等を総合的に判断した結果、関係会社株式の減損処理及び関係会社長期貸付金に対する貸倒引当金の計上は不要と判断しております。

関係会社の業績の悪化等により、関係会社株式の減損処理又は関係会社長期貸付金に対する貸倒引当金の計上が必要となった場合は、翌事業年度以降の財務諸表に影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

1. 収益認識に関する会計基準の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度の損益に与える影響はありません。また、繰越利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。さらに、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

また、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失への影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。なお、当該会計方針の変更により、当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

※ 1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
短期金銭債権	5,666千円	10,400千円
短期金銭債務	—	74千円

※ 2 財務制限条項

当社は、Chatworkストレージテクノロジーズ株式会社の株式取得のため、株式会社三井住友銀行と2021年7月1日付で「金銭消費貸借契約」を締結しており、この契約に基づく借入金残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
借入金残高	467,500千円	365,500千円

なお、当該契約には、下記の財務制限条項が付されております。

- (1)2021年12月期以降、各事業年度末日における連結損益計算書に記載される営業損益、経常損益、及び当期純損益をいずれも2期連続で損失としないこと。
- (2)株式会社三井住友銀行の事前の書面による承諾なしに、当社のChatworkストレージテクノロジーズ株式会社に対する出資比率を51.0%(間接保有を含み、潜在株式等を含む)より下回らせないこと。

なお、当事業年度末において、(1)の財務制限条項に抵触しておりますが、株式会社三井住友銀行と2023年1月31日付で締結した「契約変更合意書」に基づき、以下のとおり変更しており、期限の利益喪失に係る権利を行使しないことについての合意を得ております。

- (1)2024年12月期以降、各事業年度末日における連結損益計算書に記載される営業損益、経常損益、及び当期純損益をいずれも損失としないこと。

また、これに伴い株式会社三井住友銀行と締結した「預金担保契約」に基づき、2023年1月31日付で定期預金350,000千円を担保提供しております。担保提供期間は2023年1月31日から2026年6月30日です。

(損益計算書関係)

※ 1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
営業取引による取引高		
売上高	3,000千円	8,200千円
その他の営業取引高	7,629千円	43,771千円
営業取引以外の取引による取引高	—	366千円

※ 2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度46%、当事業年度41%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度54%、当事業年度59%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
給料手当	843,724千円	1,259,352千円
広告宣伝費	812,787	686,187
支払手数料	313,116	352,734
減価償却費	24,604	26,369
業務委託費	288,540	427,421
賞与引当金繰入	—	42,967

※ 3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
工具、器具及び備品	638千円	924千円
計	638千円	924千円

(有価証券関係)

子会社株式は、市場価格のない株式のため、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない子会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
子会社株式	515,850	515,850
計	515,850	515,850

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
繰延税金資産		
減価償却費	92,728千円	95,276千円
資産除去債務	3,312千円	850千円
未払事業税	4,843千円	6,770千円
未払事業所税	1,042千円	1,198千円
譲渡制限付株式報酬費用	10,722千円	28,857千円
退職給付費用	—	6,446千円
貸倒引当金	9千円	28千円
賞与引当金	—	6,605千円
繰越欠損金	473,059千円	608,320千円
繰延税金資産小計	585,718千円	754,355千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△473,059千円	△608,320千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△112,658千円	△146,034千円
評価性引当額小計	△585,718千円	△754,355千円
繰延税金資産合計	—	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失であるため注記を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

1. 取得による企業結合

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 株式会社ミナジンへの資金貸付及び株式会社ミナジンの借入に対する債務保証

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 多額の資金の借入

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	33,151	2,087	—	15,258	19,979	8,061
	工具、器具及び備品	12,001	10,316	283	12,453	9,581	36,054
	計	45,152	12,403	283	27,711	29,561	44,115
無形固定資産	ソフトウェア	136,141	105,067	—	74,669	166,538	134,680
	ソフトウェア仮勘定	286,383	328,965	105,067	—	510,281	—
	電話加入権	69	—	69	—	—	—
	計	422,594	434,032	105,137	74,669	676,820	134,680

(注) 1. 当期増加額の主なものは次のとおりです。

建物	東京オフィス内装工事	2,087千円
工具、器具及び備品	オフィス什器	5,535千円
ソフトウェア	自社利用ソフトウェア開発	105,067千円
ソフトウェア仮勘定	自社利用ソフトウェア開発	328,965千円

(注) 2. 当期減少額の主なものは以下のとおりです。

ソフトウェア仮勘定	ソフトウェアへ振替	105,067千円
-----------	-----------	-----------

【引当金明細表】

(単位：千円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	—	43,200	21,600	21,600

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	事業年度の末日の翌日から3か月以内
基準日	毎事業年度末日
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日、毎事業年度末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り(注)1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載して行う。当社の公告掲載URLは次のとおりです。(https://corp.chatwork.com/ja/ir)
株主に対する特典	なし

- (注) 1. 単元未満株式の買取りを含む株式の取扱は、原則として証券会社等の口座管理機関を経由して行うことから、当該事項は無くなる予定です。ただし、特別口座に記録されている株式については、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社が直接取扱います。
2. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社の金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等は株式会社Fun&Creativeであります。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第18期(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日) 2022年3月28日近畿財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2022年3月28日近畿財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第19期第1四半期(自 2022年1月1日 至 2022年3月31日)2022年5月13日 近畿財務局長に提出。

第19期第2四半期(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)2022年8月12日 近畿財務局長に提出。

第19期第3四半期(自 2022年7月1日 至 2022年9月30日)2022年11月11日 近畿財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書

2022年3月30日近畿財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づく臨時報告書

2022年12月16日近畿財務局長に提出。

(5) 有価証券届出書(参照方式)及びその添付書類

譲渡制限付株式報酬としての新株発行に係る有価証券届出書

2022年4月20日近畿財務局長に提出。

(6) 訂正有価証券届出書(参照方式)

上記(5)に係る訂正届出書を2022年5月13日に近畿財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年 8 月14日

株式会社k u b e l l
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東 京 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 早 稲 田 宏

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社k u b e l l（旧会社名 Chatwork株式会社）の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の訂正後の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社k u b e l l（旧会社名 Chatwork株式会社）及び連結子会社の2022年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

Chatwork株式会社のソフトウェア等の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
連結財務諸表【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、Chatwork株式会社（以下、会社）のChatworkセグメントに属する営業損失は継続してマイナスであることから、会社は当該セグメントに属する資産について減損の兆候を識別し、取締役会によって承認された事業計画を基礎とした割引前将来キャッシュ・フローの総額を見積もった結果、減損の認識は不要であると判断している。 減損損失の認識の判定において利用する割引前将来キャッシュ・フローを測定するにあたっては、新規獲得ユーザー数、解約率、販売単価、人員計画及び広告宣伝費等の重要な仮定を用いている。 これらの仮定は不確実性を伴い、かつ経営者の判断が必要となることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に相当すると判断した。	当監査法人は、連結グループに関連するソフトウェア等の減損損失の認識判定に関する検討に当たり、主に以下の監査手続を実施した。 ・取締役会議事録及び関連資料の閲覧、取締役会によって承認された事業計画について関連する役職者への質問を行った。 ・減損損失の認識判定の前提となる割引前将来キャッシュ・フローの作成及び承認に関連する内部統制の整備状況及び運用状況の有効性の評価を実施した。 ・適切なグルーピング及び本社費の配賦を実施していることを確認し、グルーピング単位での事業損益が合理的であるかを検討した。 ・減損損失の認識判定の基礎となる割引前将来キャッシュ・フローについては、取締役会で承認された事業計画との整合性を検討した。 ・前年度、会社が策定した事業計画と実績を比較し、割引前将来キャッシュ・フローの見積りの精度を評価した。 ・重要な仮定である新規獲得ユーザー数、解約率、販売単価、人員計画及び広告宣伝費等について、経営者に質問をした上で、経営者の仮定に関連する関連資料の閲覧、過去の実績との比較等を実施し、仮定の合理性を検討した。

Chatworkストレージテクノロジーズ株式会社に係るのれんの評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
連結財務諸表【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、会社は、Chatworkストレージテクノロジーズ株式会社（以下、CST社）の買収時に発生したのれん285,326千円を計上しており、当連結会計年度末の総資産の5.2%、純資産の9.9%を占める。 当該のれんは、定期的に償却されるが、減損の兆候があると認められる場合には、のれんを含む資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することにより、減損損失の認識の判定を行う必要がある。 CST社に係るのれんの額は、CST社の取得原価のうちののれんに配分された金額が相対的に多額であるため、会社は、当連結会計年度において、CST社に係るのれんを含む資産グループに減損の兆候があると判断し、減損損失の認識の判定を実施した結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回るため、減損損失の認識は必要ないと判断している。 減損損失の認識の判定において利用する割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会で承認された事業計画を基礎とし、新規獲得・解約ユーザー数、販売単価、サーバーコスト等の重要な仮定を用いている。 CST社に係るのれんの評価は、総資産及び純資産に占める割合を鑑みると連結財務諸表への潜在的な影響が大きく、経営者による仮定と判断を伴うものであり、監査上の検討において高度な判断を要するため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、当該のれんの評価に関して、主に以下の監査手続を実施した。 ・当該のれんの評価に関連する内部統制として、CST社における事業計画書の作成と取締役会による承認、及び会社の取締役会によるモニタリングと取締役会による承認に係る内部統制の整備及び運用状況を評価した。 ・前連結会計年度末に策定された事業計画と実績、買収時の事業計画と実績との比較分析を実施し、過年度の見積りの精度を評価した。特にCST社の売上及び営業利益に係る差異の要因について、月次資料を閲覧するとともに、会社の経営者等への質問を実施した。 ・割引前将来キャッシュ・フローについて、会社の取締役会によって承認された事業計画との整合性を検討した。 ・将来キャッシュ・フローの見積りの重要な仮定である新規獲得・解約ユーザー数、販売単価については、外部環境を理解するために経営者への質問に加え、過去の実績や市場予測データとの比較を実施し、仮定の合理性を検討した。また、サーバーコストについても、外部環境を理解するために経営者への質問に加え、プラン別に係るサーバー費用の見積りを過去の実績データとの比較を実施し、仮定の合理性を検討した。

Chatworkストレージテクノロジーズ株式会社に係る固定資産の減損会計	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
連結財務諸表【注記事項】（重要な会計上の見積り） 2. 固定資産の減損に記載のとおり、Chatworkストレージテクノロジーズ株式会社（以下、CST社）の買収時に発生した顧客関連資産104,819千円等を計上している。 会社は、固定資産の減損に係る会計基準の適用にあたり、【注記事項】（重要な会計上の見積り）2. 固定資産の減損に記載のとおり、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分に基づいて資産のグルーピングを行っている。また、減損の兆候判定において、資産グループの収益性が悪化する等の減損の兆候がある場合、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローに基づいて減損損失の認識の判定を行っている。 減損損失の認識の判定において利用する割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会で承認された事業計画を基礎とし、新規獲得・解約ユーザー数、販売単価、サーバーコスト等の重要な仮定を用いている。また、将来キャッシュ・フローの見積り期間は主要な資産として決定したソフトウェアの経済的残存使用年数を用いている。 当連結会計年度において、Chatworkセグメントに属する連結子会社であるCST社のソフトウェア及び顧客関連資産等について、減損損失の認識の判定を実施した結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回るため、減損損失の認識は必要ないと判断している。 減損損失の認識要否の判定における将来キャッシュ・フローの基礎となる事業計画には、経営者による仮定と判断を要するため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、当該固定資産の減損に関して、主に以下の監査手続を実施した。 ・当該固定資産の減損会計に関連する内部統制として、CST社における事業計画書の作成と取締役会による承認、及び会社の取締役会によるモニタリングと取締役会による承認に係る内部統制の整備及び運用状況を評価した。 ・前連結会計年度末に策定された事業計画と実績、買収時の事業計画と実績との比較分析を実施し、見積りの精度を評価した。特に売上及び営業利益に係る差異の要因について、月次資料を閲覧するとともに、経営者等への質問を実施した。 ・割引前将来キャッシュ・フローについて、会社の取締役会によって承認された事業計画との整合性を検討した。 ・将来キャッシュ・フローの見積りの重要な仮定である新規獲得・解約ユーザー数、販売単価については、外部環境を理解するために経営者への質問に加え、過去の実績や市場予測データとの比較を実施し、仮定の合理性を検討した。また、サーバーコストについても、外部環境を理解するために経営者への質問に加え、プラン別に係るサーバー費用の見積りを過去の実績データとの比較を実施し、仮定の合理性を検討した。

その他の事項

有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、連結財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の連結財務諸表に対して2023年3月30日に監査報告書を提出しているが、当該訂正に伴い、訂正後の連結財務諸表に対して本監査報告書を提出する。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書の訂正報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の訂正後の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年3月30日

Chatwork株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 早 稲 田 宏
--------------------	---------------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中 山 太 一
--------------------	---------------

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているChatwork株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Chatwork株式会社の2022年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

ソフトウェア等の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
財務諸表【注記事項】(重要な会計上の見積り)に記載のとおり、Chatworkセグメントの営業損失は継続してマイナスであることから、会社は当該事業に属する資産について減損の兆候を識別し、取締役会によって承認された事業計画を基礎とした割引前将来キャッシュ・フローの総額を見積もった結果、減損の認識は不要であると判断している。 減損損失の認識の判定においては連結と同一の重要な仮定を用いており、当監査法人はソフトウェア等の減損損失の認識判定を監査上の主要な検討事項であると判断した。	連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項(Chatwork株式会社のソフトウェア等の評価)と同一内容であるため、記載を省略している。

Chatworkストレージテクノロジーズ株式会社の株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
財務諸表【注記事項】(重要な会計上の見積り)に記載のとおり、会社は、Chatworkストレージテクノロジーズ株式会社(以下、CST社)に関する関係会社株式を515,850千円計上している。これは超過収益力等の評価により、CST社の1株当たり純資産額を上回る価額で取得されたものである。 注記事項(重要な会計方針)「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載のとおり、子会社株式は取得原価をもって貸借対照表価額とされるが、実質価額が著しく下落したときには減損処理が必要となる。そのため、会社は、CST社株式の評価にあたり、超過収益力等を加味した当該株式の実質価額と取得原価を比較し、当事業年度末において、実質価額の著しい下落は無いと判断している。 実質価額の著しい下落の判断にあたっては、それに含まれる超過収益力等の評価が必要であり、その評価は、連結財務諸表に係る監査報告書における監査上の主要な検討事項「Chatworkストレージテクノロジーズ株式会社に係るのれん及び顧客関連資産の評価」と同様、取締役会によって承認された翌期以降の事業計画を基礎としている。当該見積りにおける重要な仮定は、事業計画における新規獲得・解約ユーザー数、販売単価、サーバーコスト等である。 以上から、CST社株式の評価は、財務諸表への潜在的な影響が大きく、経営者による仮定と判断を伴うものであり、監査上の検討において高度な判断を要するため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、CST社株式の評価を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。 ・関係会社株式等の評価に関連する内部統制の整備及び運用状況を評価した。 ・CST社株式に係る会社の評価資料を入手し、実質価額が対象会社から報告される財務情報を基礎とし、適切に算定されているか検討した。 ・CST社株式の実質価額に加味された超過収益力等について、価値の著しい下落が生じていないか検討するため、連結財務諸表に係る監査報告書における監査上の主要な検討事項「Chatworkストレージテクノロジーズ株式会社に係るのれん及び顧客関連資産の評価」に記載の監査上の対応を実施した。 ・超過収益力等を加味した実質価額と取得原価との比較により、実質価額の著しい下落の有無の判定が適切に行われているか検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出

会社)が別途保管しております。

- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。